

附属資料B

国際比較プログラム

GDPの最終支出に関する分類

ICP 2005年及びICP 2011年に用いられたGDPの支出分類は、2005年及び2011年の比較ラウンドで得られた教訓を反映し、最近改訂されたEurostatの支出分類との整合性を維持し、SNA 2008で導入された分類の変更を考慮して更新された。更新されたICP分類をこの文書に示す。ICP基礎項目は、改訂されたEurostat分類の対応する基礎項目に関して再定義された。総資本形成が主要集計項目として導入され、以前の主要集計項目であった「総固定資本形成」、「在庫変動と貴重品取得額から処分額を控除した額」に取って代わる。これらの項目は現在、支出分類レベルの集計値となっている。ICP基礎項目のコード番号は、総資本形成の下の基礎項目を除いて変更されていない。各基礎項目については、元のコードもこの文書に示されている。その他の変更は、「賃貸家賃」及び「NPISHによる個別消費支出」に関するものである。以前これらは単一の基礎項目であったが、現在は賃貸家賃が現実家賃と帰属家賃の2つの基礎項目に分割され、NPISH支出はNPISHが提供する個別サービス（住宅、保健、娯楽・文化、教育、社会的保護及びその他のサービス）を対象とする5つの基礎項目に分割されている。Eurostatは、主要集計項目の数値識別子をアルファベット識別子に切り替えた。例えば、「A」は「11」の代わりに「家計による個別消費支出」を示し、「B」は「12」の代わりに「NPISHによる個別消費支出」を示す。この修正は、主要集計項目に引き続き数値識別子を使用するICP分類では採用されていない。SNA 2008はSNA 1993と根本的に異ならず、分類の基本構造は同じままである。基本構造のうち、「総固定資本形成」では、研究開発、軍事兵器システム及び弾薬、コンピュータ・ソフトウェア及びデータベース、土地の改良、土地を含む非生産資産の所有権移転費用に関する固定資産の分類が変更されたことにより、変化が生じている。

使用される略語

COFOG – 政府機能別分類(Classification of the functions of government)
 COICOP – 個別消費の目的別分類(Classification of individual consumption according to purpose)
 COPNI – 対家計非営利団体の目的分類 (Classification of the purpose of non-profit institutions serving households)
 CPA – 活動別製品分類 (classification of products by activity)
 CS – 集合サービス (collective service)
 D – 耐久財 (durable good)
 EU – Eurostat
 GDP – 国内総生産 (gross domestic product)
 ICP – 國際比較プログラム (international comparison program)
 IG – 投資財 (investment good)
 IS – 個別サービス (individual service)
 ND – 非耐久財 (non-durable good)
 NPISH – 対家計民間非営利団体 (non-profit institutions serving households)
 S – 消費者サービス (consumer service)
 SD – 半耐久財 (semi-durable good)
 SNA – 国民経済計算体系 (system of national accounts)

注

ICP支出分類の155の基礎項目は、Eurostatの改訂支出分類の258の基礎項目を用いて定義される。したがって、(ICP) 11.01.11.1 「米」の範囲はEU A.01.11.1 「米」によって定義され、(ICP) 11.01.11.2 「その他穀類、小麦粉、その他穀物製品」の範囲は、EU A.01.11.2 「小麦粉及びその他穀類」、EU A.01.11.7 「朝食用シリアル」及びEU A.01.11.8 「その他穀物製品」によって定義される。
 基礎項目間の相互参照とは、別段の定めがない限り、ICPの基礎項目コードを指す。Eurostatの改訂分類では、主要集計項目を識別するためにアルファベットコードを使用している。すなわち、「家計の個別消費支出」については「11」の代わりに「A」、「NPISHの個別消費支出」については「12」の代わりに「B」、「政府の個別消費支出」については「13」の代わりに「C」、「政府の集合消費支出」については「14」の代わりに「D」、「総資本形成」については「15」の代わりに「E」、「輸出入収支」については「16」の代わりに「F」が使用される。

GDP構造に基づくICPの支出分類

構造

1. GDP構造に基づくICPの支出分類で用いられる国内総生産（GDP）の支出区分は、国際的に合意されたSNA 93¹の概念、定義、分類及び会計規則に従っている。まず、最終支出の種類別、すなわち、個別消費支出、集合消費支出又は資本支出で構成されている。次いで、個別消費支出については購入者、家計、NPISH²及び一般政府（又は政府）別に区分されている。

2. 表1に示すとおり、GDPは6つの主要集計項目に分類されており、全体で28の支出大分類、63の支出中分類、126の支出小分類、155の基礎項目に細分化されている。分類では、以下のように主要集計項目は2桁のコードで特定され、4桁のコードで大分類され、5桁のコードで中分類され、6桁のコードで小分類されている。また、基礎項目は7桁のコードで分類されている。

11 00 00 0	家計の個別消費支出（主要集計項目）
11 01 00.0	食料・非アルコール飲料（基礎項目）
11 01 10.0	食料（中分類）
11 01 11.0	パン・穀類（小分類）
11 01 11.1	米（基礎項目）

3. これらの集計レベルのうち、基礎項目レベルが最も重要である。支出が定義、推計され、価格調査のための生産物が選定され、価格が収集、検証され、重要な指標が割り当てられ、購買力平価（PPP）が最初に算出・平均化されるのは全てこのレベルである。原則として、基礎項目は十分に定義された類似の財・サービスのグループで構成される。実際面において、基礎項目は明確な支出ウェイトが参加国・地域によって推計できる最終支出の最下位レベルによって定義される。したがって、基礎項目は、理論上望ましい範囲を超える様々な種類の財又はサービスを対象とする可能性がある。

主要集計項目

4. 「家計の個別消費支出」は、COICOP³に従い、目的に応じて110の基礎項目に分類される。基礎項目レベルの支出は、国内の概念に従って、つまり購入を行う世帯がその国に居住しているか否かにかかわらず定義される。しかし、家計の総個別消費支出については、国内の概念によって、居住者世帯による支出のみを参照すべきことを求められる。この差異を是正するために、「居住者の海外での支出と非居住者の国内経済領域での支出の差額」として定義されるグローバル調整が行われる。この調整は、純海外購入とも呼ばれる。多くの国・地域は家計予算調査に基づいて家計消費支出を推計しているため、その推計値は自動的に国内ベースとなる点に注意することが重要である。このような国・地域について、グローバル調整は不要である。

5. 「家計の個別消費支出」は、生産物の種類によっても分類される。消費財を含む基礎項目は、(ND)、(SD)、(D)のいずれかで示され、それぞれ「非耐久財」、「半耐久財」、「耐久財」を示す⁴。サービスを含む基礎項目は(S)で示される。ほとんどの基礎項目は財又はサービスのいずれかから成るが、実用的な理由から、一部の基礎項目には財とサービスの両方が含まれる。同様に、非耐久財と半耐久財の両方、又は半耐久財と耐久財の両方を含む基礎項目がある。このような基礎項目には、どの種類の生産物が優勢とみなされるかに応じて(ND)、(SD)、(D)、又は(S)が割り当てられる。

6. 「NPISHによる個別消費支出」は、COPNI⁵に従い、目的に応じて5つの基礎項目、すなわち住宅、

¹ 「System of National Accounts 1993」、欧州共同体委員会、国際通貨基金、経済協力開発機構、国連、世界銀行、1993年
² 対家計民間非営利団体

³ 「Classification of Individual Consumption According to Purpose (COICOP)」、目的に応じた支出の分類、国連、NY、2000年

⁴ 非耐久財と耐久財の区別は、財が一度しか使用できないか、又は1年を大幅に超える期間にわたって繰り返し又は継続的に使用できるかに基づいている（SNA 93、9.38項）。また、耐久財は購入者価格が比較的高い。半耐久財は、その予想使用寿命が1年を超えるものの、耐久財よりも著しく短く、その購入者価格も大幅に低いことが多いという点で耐久財とは異なる（SNA 68、6.93項）。

⁵ 「Classification of the Purposes of Non-Profit Institutions Serving Households (COPNI)」、目的に応じた支出の分類、国連、NY、2000年

保健、娯楽・文化、教育、社会的保護及びその他のサービス（宗教、政党、労働・専門組織、環境保護）に分類される。慣例により、NPISHの全ての消費支出は個別消費支出として扱われ、5つの基礎項目全てが個別サービス（IS）を含むものとして分類される。

7. 「**政府最終消費支出**」は、COFOG⁶に沿って目的別及びサービスの種類別に、「**政府による個別消費支出と政府による集合消費支出**」に分類される。政府による個別消費支出は、家計が個別に消費するサービス（住宅、保健、娯楽・文化、教育、社会的保護）に対する政府支出である。政府の集合消費支出は、家計に集合的に利益をもたらすサービス（一般行政サービス、防衛、公安・治安、経済問題、環境保護、住宅と地域サービス）に対する政府支出である。

8. 「**政府による個別消費支出**」は21の基礎項目に分類される。まず目的別（住宅、保健、娯楽・文化、教育、社会的保護）に分類され、次に保健と教育の場合、その支出が民間部門から給付金や払い戻しの形で保健及び教育サービスを購入することを目的としているか、政府自身による保健及び教育サービスの生産を目的としているかによって分類される。政府が生産する保健サービスへの支出と政府が生産する教育サービスへの支出は、投入価格アプローチ（下記参照）で要求されるように、さらに費用構成要素によって分類される。21の基礎項目は全て個別サービス（IS）を含むものとして分類される。

9. 「**政府による集合消費支出**」は、投入価格アプローチで要求されるように、費用構成要素によって5つの基礎項目に分類される。5つの基礎項目は全て集合サービス（CS）を含むものとして分類される。

10. 「**総資本形成**」は、「**総固定資本形成**」、「**在庫変動**」、「**貴重品取得額から処分額を控除した額**」の3つの分類で構成される。このうち、総固定資本形成は、CPA 2008⁷に沿って生産物の種類別に10の基礎項目に分類される。6つは機械設備、3つは建設、1つはその他の生産物である。その他の生産物は、家具その他の製造品、コンピュータ・ソフトウェア、農林水産業の生産物、土地の改良、鉱物探査、その他の無形固定資産で構成される。10の基礎項目は全て投資財（IG）を含むものとして分類される。在庫変動と貴重品取得額から処分額を控除した額は、それぞれ1つの基礎項目に分類される。

11. 「**輸出入収支**」は、財・サービスの輸出と財・サービスの輸入の2つの基礎項目から成る。

現実個別消費

12. 物質的な豊かさのICP比較では、家計の個別消費支出ではなく、家計の現実個別消費を比較する。「**現実個別消費**」は、家計、NPISH及び政府の各個別消費支出を合計することによって得られる。NPISHと政府の個別消費支出は、住宅、保健、娯楽・文化、教育、社会的保護に関連するサービスなど、現物社会保障移転として特定の識別可能な家計に提供する個別サービスへの支出をカバーしている。

13. 個々のサービスを得るために資金調達方法は国・地域によって異なるので、これらの支出を合算することは必要である。支出が合算されず、家計の個別消費支出のみが比較される場合、NPISH又は政府が個々のサービスを提供している国・地域の家計は、これらのサービスに対して家計自体が直接支払っている国・地域の家計よりも少ない量の財・サービスしか消費していないように見える。

14. 合算を有効にするため、NPISHと政府の個別消費支出を細分化し、家計支出区分における対応項目に加えられるようにする。細分化は、可能な限り集計区分の最下位レベル（通常は、基礎項目レベル）で合算できるように構造化されている。多くの国・地域では、NPISHの個別消費支出を必要なレベルまで詳細に分析することができない。この場合、細分化に代わって、NPISHの支出は合計額で報告されている。この合計額は、その後、家計消費の一部の基礎項目に分配され、家計支出が基礎項目に分配されるのと同じ比率で分配される。

投入価格アプローチ

⁶ 「Classification of the Functions of Government (COFOG)」、目的に応じた支出の分類、国連、NY、2000年

⁷ 「Statistical Classification of Products by Activity in the European Economic Community」、2008年版、Eurostat、ルクセンブルク、2008年

15. 政府が生産する、集団及び個別サービスは、無料で提供される又は経済的に有意でない価格で販売されるため、非市場サービスである。サービスに関して経済的に有意な価格が存在していない場合、国民経済計算担当者はそのサービスを提供するために必要となる投入要素のコストを合計することによって非市場サービスに関する支出額を得る。国民経済計算における非市場サービスに対する推計支出額の基礎にある価格との整合性を確保するため、非市場サービスに関するPPPは、投入価格に基づいて算出される。これが「投入価格アプローチ」である。このアプローチを有効にするため、集合サービス及び主要な個別サービス（教育及び保健）に関する政府の支出を以下の構成要素に分解する。被雇用者報酬、中間消費、総営業余剰（純営業余剰は無視できるため、基本的には固定資本の消費）、生産に対する正味課税額、販売収入（生産コストではないためマイナス）。

16. 政府が生産する教育及び保健サービスに対する政府支出と、政府が「給付金及び払い戻し」に基づき民間部門の市場生産者から購入する教育及び保健サービスとは区別される。これは、政府が生産したサービスに対する政府支出に関してのみ投入要素価格アプローチを採用することを徹底するためである。

SNA 2008⁸

17. ICP分類の基礎項目は、Eurostat PPPプログラムで現在使用されている分類の基礎項目に沿って定義されている。これにより、2つの分類間の一貫性が維持される。また、Eurostat分類はESA 2010⁹（SNA 2008の欧州連合版）に準拠しているため、ICP参加国がSNA 1993からSNA 2008に移行する際に役立つ。

18. SNA 2008を採用する際、各国・地域においてSNA 1993（ESA 1995¹⁰）とSNA 2008（ESA 2010）の間に根本的な違いはなく、分類の基本構造は同じままであることが認識されるであろう。しかし、基本構造の中で、固定資産の分類に導入された変更の結果として、総固定資本形成の下で変更が生じる。

19. 第一の変更は、研究開発（R&D）と軍事兵器システムへの支出を、資本形成の下に含まれる固定資産への支出として再分類することである。従来、このような支出は中間消費として扱われていた。R&Dは知的財産生産物であり、研究開発への支出は、他の知的財産生産物を含む基礎項目「他に分類されないその他の生産物」に割り当てられる。軍事兵器システムへの支出も、同じ基礎項目に含まれる。

20. 固定資産の分類における第二の変更は、土地の改良と土地に関連する所有権移転費用の支出に関するものである。従来、このような支出は非生産資産である土地に割り当てられていた。しかし、今では非居住用建物及びその他の構造物への支出の下に含まれる。これらは、基礎項目「他に分類されないその他の生産物」に追加される。

21. 第三の変更は、非生産資産の所有権移転費用の明示的な特定に関するものである。特定可能な固定資産がないため、これが必要である（慣行では、所有権移転費用は、適用対象の固定資産に割り当てる）。このような費用は、研究開発、鉱物探査と評価、娯楽、文学、芸術のオリジナル作品の取得、その他の知的財産生産物とともに、基礎項目「他に分類されないその他の生産物」の下に含まれる。

22. 第4の最後の変更は、コンピュータ・ソフトウェアとデータベースに関するものである。以前は、コンピュータ・ソフトウェアのみが固定資産と見なされていた。SNA 2008とESA 2010の下では、耐用年数が1年以上のデータを保持する全てのデータベースは、固定資産として扱う必要がある。データベースは、コンピュータ・ソフトウェアとともに、基礎項目「コンピュータ・ソフトウェア」に含まれる。

表1：主要集計項目ごとの大分類、中分類、小分類、基礎項目の数

⁸ 「System of National Accounts 2008」、欧州共同体委員会、国際通貨基金、経済協力開発機構、国連、世界銀行、ニューヨーク、2009年。

⁹ 「European System of Accounts 2010」、Eurostat、ルクセンブルク、2011年

¹⁰ 「European System of Accounts 1995」、Eurostat、ルクセンブルク、1996年

主要集計項目 大分類	大分類	中分類	小分類	基礎項目
11.00 家計の個別消費支出	13	44	91	110
- .01 食料・非アルコール飲料		2	11	29
- .02 アルコール飲料、たばこ、麻薬		3	5	5
- .03 衣料品・履物		2	5	5
- .04 住宅、水道、電気、ガス、その他燃料		5	8	8
- .05 家具、家庭用機器、保守		6	12	13
- .06 保健		3	7	7
- .07 交通		3	13	13
- .08 通信		3	3	3
- .09 娯楽・文化		6	13	13
- .10 教育		1	1	1
- .11 レストラン・ホテル		2	2	2
- .12 雑多な財・サービス		7	10	10
- .13 海外からの純購入		1	1	1
12.00 NPISHによる個別消費支出	5	5	5	5
- .01 住宅		1	1	1
- .02 保健		1	1	1
- .03 娯楽・文化		1	1	1
- .04 教育		1	1	1
- .05 社会的保護及びその他のサービス		1	1	1
13.00 政府の個別消費支出	5	7	16	21
- .01 住宅		1	1	1
- .02 保健		2	7	12
- .03 娯楽・文化		1	1	1
- .04 教育		2	6	6
- .05 社会的保護		1	1	1
14.00 政府の集合消費支出	1	1	5	5
15.00 総資本形成	3	5	8	12
- .01 総固定資本形成		3	6	10
- .02 在庫変動		1	1	1
- .03 貴重品の純取得（取得額マイナス処分額）		1	1	1
16.00 輸出入収支	1	1	1	2
GDP	28	63	126	155

10.00.00.0 国内総生産**11.00.00.0 家計の個別消費支出****11.01.00.0 食料・非アルコール飲料****11.01.10.0 食料**

ここに分類される食料品は、家庭で消費するために購入されたものである。ホテル、レストラン、カフェ、バー、キオスク、露天商、自動販売機などで、家庭外ですぐに消費するために販売される食料品（11.11.11.1）。レストランで調理され、その施設外で消費するための調理済み料理（11.11.11.1）。顧客が受け取るか、顧客の自宅に配達されるかに関わらず、ケータリング業者が調理した調理済み料理（11.11.11.1）。ペットフードとして特に販売されている製品（11.09.33.1）は除く。

11.01.11.0 パン・穀類[COICOP 01.1.1]**11.01.11.1 米（ND）**

EU A.01.11.1 米（ND）：米粉（11.01.11.2）を除く全ての形態の米。米が最も重要な部分を占める場合、肉、魚、魚介類、野菜で調理された米を含む。

11.01.11.2 その他の穀物、小麦粉、その他の穀物製品（ND）

EU A.01.11.2 小麦粉及びその他の穀物（ND）：トウモロコシ、小麦、大麦、オート麦、ライ麦、その他の穀物（穀粒、ひき割り、又は粉状のもの）。米粉を含む。

EU A.01.11.7 朝食用シリアル（ND）：コーンフレーク、オートフレーク、ミューズリーなど。

EU A.01.11.8 その他の穀物製品（ND）：その他の穀物製品（麦芽、麦芽粉、麦芽エキス、ジャガイモでんぶん、タピオカ、サゴ、その他でんぶん）。パン製品の調理用のミックスや生地を含む。

11.01.11.3 パン（ND）

EU A.01.11.3 パン（ND）：生パン及び特殊パン。

11.01.11.4 その他のパン製品（ND）

EU A.01.11.4 その他のパン製品（ND）：クリスピーブレッド、ラスク、トーストパン、ビスケット、ジンジャーブレッド、ウエハース、ワッフル、クランベット、マフィン、クロワッサン、ケーキ、タルト、スイートパイ。ミートパイ（11.01.12.5）、フィッシュパイ（11.01.13.2）は除く。

EU A.01.11.5 ピザとキッシュ（ND）：肉、魚、魚介類、チーズ、野菜、果物で調理された穀粉ベース（小麦粉ベース）の製品。ミートパイ（11.01.12.5）、フィッシュパイ（11.01.13.2）は除く。

11.01.11.5 パスタ製品とクスクス（ND）

EU A.01.11.6 パスタ製品とクスクス（ND）：全ての形態のパスタ製品とクスクス。

11.01.12.0 肉[COICOP 01.1.2]

食用として生きたまま購入された動物や家禽を含む。

11.01.12.1 牛肉・子牛肉 (ND)

EU A.01.12.1 牛肉・子牛肉 (ND) : 牛の生肉、冷蔵肉、冷凍肉。

11.01.12.2 豚肉 (ND)

EU A.01.12.2 豚肉 (ND) : 豚の生肉、冷蔵肉、冷凍肉。

11.01.12.3 子羊肉、羊肉、山羊肉 (ND)

EU A.01.12.3 子羊肉、羊肉、山羊肉 (ND) : 羊と山羊の生肉、冷蔵肉、冷凍肉。

11.01.12.4 家禽肉 (ND)

EU A.01.12.4 家禽肉 (ND) : 家禽 (鶏、鴨、ガチョウ、七面鳥、キジなど) の生肉、冷蔵肉、冷凍肉。

11.01.12.5 その他肉及び肉調製品 (ND)

EU A.01.12.5 その他肉 (ND) : 馬、ラバ、ロバ、ラクダなど、ウサギ、野ウサギ、狩猟鳥獣 (カモシカ、鹿、イノシシ、キジ、ライチョウ、ハト、ウズラなど) 、海洋哺乳類 (アザラシ、セイウチ、クジラなど) 、外来動物 (ダチョウ、カンガルー、ワニなど) の生肉、冷蔵肉、冷凍肉。

EU A.01.12.6 食用内臓 (ND) : 生、冷蔵、冷凍、燻製の食用内臓。

EU A.01.12.7 乾燥、塩漬け、燻製肉 (ND) : 乾燥、塩漬け、燻製肉 (ソーセージ、サラミ、ベーコン、ハムなど)。

EU A.01.12.8 その他の肉製品 (ND) : その他の保存又は加工された肉及び肉ベースの製品 (缶詰肉、肉エキス、肉汁、ミートパイなど) 、肉を詰めた餃子、パンケーキ、肉が混ざっている生又は調理済みのひき肉、レバーパテを含むあらゆる種類のパテ。ピザとキッシュ (11.01.11.4) 、カエル、陸生のカタツムリ及び海産巻貝 (11.01.13.1) 、ラード及びその他の食用動物性脂肪 (11.01.15.3) 、肉を含むスープ、ブイヨン、だし (11.01.19.1) は除く。

11.01.13.0 魚介類[COICOP 01.1.3]**11.01.13.1 生鮮、冷蔵、冷凍の魚介類 (ND)**

EU A.01.13.1 生鮮又は冷蔵の魚 (ND) : 生鮮又は冷蔵の魚。食用として生きたまま購入された魚を含む。

EU A.01.13.2 冷凍魚 (ND) : 冷凍魚。

EU A.01.13.3 生鮮又は冷蔵の海産物 (ND) : 生鮮又は冷蔵の海産物 (甲殻類、軟体動物、その他の貝類、海産巻貝)。陸生のカニ、陸生のカタツムリ、カエル、食用として生きたまま購入された魚介類を含む。

EU A.01.13.4 冷凍海産物 (ND) : 冷凍海産物。

11.01.13.2 保存その他の加工処理が施された魚介類 (ND)

EU A.01.13.5 乾燥、燻製、塩漬けの魚介類 (ND) : 乾燥、燻製、塩漬けの魚介類。

EU A.01.13.6 保存その他の加工処理が施されたその他の魚介類 (ND) : 保存その他の加工処理が施されたその他の魚介類及び魚介類ベースの製品 (缶詰魚介類、キャビアその他の魚卵、フィッシュパイ、衣付き魚など) 、魚を詰めた餃子、パンケーキ。ピザとキッシュ

(11.01.11.4)、魚介類を含むスープ、ブイヨン、だし (11.01.19.1) は除く。

11.01.14.0 牛乳、チーズ、卵[COICOP 01.1.4]

バター及びバター製品 (11.01.15.1) は除く。

11.01.14.1 生乳 (ND)

EU A.01.14.1 生全乳 (ND) : 生全乳、低温殺菌又は殺菌乳、「超低温殺菌」又は「UHT」乳。

EU A.01.14.2 生低脂肪乳 (ND) : 生低脂肪乳、低温殺菌又は殺菌乳、「超低温殺菌」又は「UHT」乳、半脱脂乳及び脱脂乳。

11.01.14.2 保存加工乳及びその他の乳製品 (ND)

EU A.01.14.3 保存加工乳 (ND) : 練乳、無糖練乳、粉乳。

EU A.01.14.4 ヨーグルト (ND) : 砂糖、ココア、果物、香料の有無を問わないヨーグルト。

EU A.01.14.6 その他の乳製品 (ND) : クリーム、乳製品デザート、乳飲料、その他の類似の乳製品。豆乳などの乳代替品に基づく乳製品を含む。

11.01.14.3 チーズ及び凝乳物 (ND)

EU A.01.14.5 チーズ及び凝乳物 (ND) : 硬質及び半硬質チーズ、ブルーチーズ、カッテージチーズ、モッツアレラ、「フロマージュ・ブラン」など、及び凝乳物。

11.01.14.4 卵及び卵製品 (ND)

EU A.01.14.7 卵及び卵製品 (ND) : 卵及び卵のみで作られた卵製品。

11.01.15.0 油脂[COICOP 01.1.5]

11.01.15.1 バター及びマーガリン (ND)

EU A.01.15.1 バター (ND) : バター及びバター製品 (バターオイル、ギーなど)。

EU A.01.15.2 マーガリン及びその他の植物性脂肪 (ND) : マーガリン及びその他の植物性脂肪。「ダイエット」マーガリンとピーナッツバターを含む。

11.01.15.3 その他食用油脂 (ND)

EU A.01.15.3 オリーブオイル (ND) : オリーブオイル。

EU A.01.15.4 その他の食用油 (ND) : コーン油、ひまわり油、綿実油、大豆油、落花生油、くるみ油など。タラ又はオヒヨウの肝油 (11.06.11.1) は除く。

EU A.01.15.5 その他の食用動物性脂肪 (ND) : 食用動物性脂肪 (ラードなど)。

11.01.16.0 果物[COICOP 01.1.6]

ナス、キュウリ、トマトなど、果実として栽培される野菜は除く (11.01.17.1)。

11.01.16.1 生鮮又は冷蔵の果物 (ND)

EU A.01.16.1 生鮮又は冷蔵の果物 (ND) : 生鮮又は冷蔵の果物。メロン、スイカ、ベリー類を含む。

11.01.16.2 冷凍、保存その他の加工処理が施された果物及び果物製品 (ND)

EU A.01.16.2 冷凍果物 (ND) : 冷凍果物及びベリー類。

EU A.01.16.3 ドライフルーツ及びナッツ (ND) : ドライフルーツ及びベリー類、果皮、果実の種、ナッツ、食用種子。

EU A.01.16.4 保存果物及び果物製品 (ND) : 保存果物及び果物製品、果物のみをベースにした栄養補助食品及び調理用材料、缶詰又は瓶詰めの果物。ジャム、マーマレード、コンポート、ゼリー、フルーツピューレ、ペースト (11.01.18.2) 、砂糖漬けの植物の一部 (11.01.18.2) 、フルーツジュース及びシロップ (11.01.22.1) は除く。

11.01.17.0 野菜[COICOP 01.1.7]

オリーブ、ニンニク、豆類、スイートコーン、シーフェンネルその他の食用海藻、キノコその他の食用菌類を含む。ジャガイモでんぶん、タピオカ、サゴその他のでんぶん (11.01.11.2) 、野菜を含むスープ、ブイヨン、だし (11.01.19.1) 、調理用ハーブ (パセリ、ローズマリー、タイムなど) 及び香辛料 (コショウ、アオトウガラシ、ショウガなど) (11.01.19.1) 、野菜ジュース (11.01.22.1) は除く。

11.01.17.1 イモ類及びその他の根菜類を除く生鮮又は冷蔵の野菜 (ND)

EU A.01.17.1 ジャガイモ及びその他の根菜類を除く生鮮又は冷蔵の野菜 (ND) : 葉や茎のために栽培される生鮮又は冷蔵の野菜 (アスパラガス、ブロッコリー、カリフラワー、エンダイブ、フェンネル、ホウレンソウなど) 、果実のために栽培されるもの (ナス、キュウリ、ズッキーニ、ピーマン、カボチャ、トマトなど) 、根のために栽培されるもの (ビーツ、ニンジン、タマネギ、パースニップ、ラディッシュ、カブなど) 。

11.01.17.2 生鮮又は冷蔵のジャガイモ (ND)

EU A.01.17.4 ジャガイモ (ND) : 生鮮、冷蔵、保存加工されたジャガイモ。フライドポテトなどの冷凍調理品を含む。ジャガイモでんぶん (11.01.11.2) 、サツマイモ (11.01.17.3) は除く。

11.01.17.3 冷凍、保存、加工された野菜及び野菜製品 (ND)

EU A.01.17.2 ジャガイモ及び他の根菜類を除く冷凍野菜 (ND) : 葉や茎のために栽培される冷凍又は冷蔵の野菜 (アスパラガス、ブロッコリー、カリフラワー、エンダイブ、フェンネル、ホウレンソウなど) 、果実のために栽培されるもの (ナス、キュウリ、ズッキーニ、ピーマン、カボチャ、トマトなど) 、根のために栽培されるもの (ビーツ、ニンジン、タマネギ、パースニップ、ラディッシュ、カブなど) 。

EU A.01.17.3 乾燥野菜及び保存その他の加工処理が施されたその他の野菜 (ND) : 乾燥野菜、その他の保存野菜、加工野菜、野菜ベースの製品、野菜のみをベースにした栄養補助食品及び調理用材料、野菜ミックス、缶詰又は瓶詰めの野菜、豆類。

EU A.01.17.5 チップス (ND) : ポテトチップス (様々な材料、調味料、ハーブ、スパイス、チーズ、人工添加物を使用したプレーン又は風味付け製品) 。トウモロコシ、タピオカ、その他の根菜類から作られたチップスを含む。

EU A.01.17.6 その他の根菜類及び根菜類製品 (ND) : その他の根菜類 (マニオク、クズウコン、キャッサバ、サツマイモなど) 及び根菜類製品 (小麦粉、ひき割り、フレーク、ピューレなど) 。

11.01.18.0 砂糖、ジャム、蜂蜜、チョコレート、菓子類[COICOP 01.1.8]**11.01.18.1 砂糖 (ND)**

EU A.01.18.1 砂糖 (ND) : サトウキビ又はテンサイ糖、未精製又は精製、粉末、結晶、又は塊状。

EU A.01.18.6 人工甘味料 (ND) : 人工甘味料。

11.01.18.2 ジャム、マーマレード、蜂蜜 (ND)

EU A.01.18.2 ジャム、マーマレード、蜂蜜 (ND) : ジャム、マーマレード、コンポート、ゼリー、フルーツピューレ、ペースト、天然及び人工蜂蜜、メープルシロップ、糖蜜、砂糖漬けの植物の一部。

11.01.18.3 チョコレート、菓子類、アイスクリーム (ND)

EU A.01.18.3 チョコレート及びその他のココア製品 (ND) : 板状又は塊状のチョコレート、ココアベースの食品、ココアベースのデザート製品。ココア及びチョコレートベースの粉末 (11.01.21.1) は除く。

EU A.01.18.4 菓子製品 (ND) : チューインガム、キャンディー、タフィー、香菓、その他の菓子製品。

EU A.01.18.5 食用氷、アイスクリーム、シャーベット (ND) : 食用氷、アイスクリーム、シャーベット。

11.01.19.0 他に分類されない食品[COICOP 01.1.9]**11.01.19.1 他に分類されない食品 (ND)**

EU A.01.19.1 ソース、調味料 (ND) : ソース、調味料 (マスタード、マヨネーズ、ケチャップ、醤油など) 、酢。

EU A.01.19.2 塩、香辛料、調理用ハーブ (ND) : 塩、香辛料 (コショウ、アオトウガラシ、ショウガなど) 、調理用ハーブ (パセリ、ローズマリー、タイムなど) 。

EU A.01.19.3 ベビーフード (ND) : 成分に関わらず均質化されたベビーフード。

EU A.01.19.4 調理済み食品 (ND) : 成分に関わらずすぐに食べられる料理は、製品のコストのみが価格に含まれる場合、基礎項目に分類される。サンドイッチ。ピザとキッシュ (11.01.11.4) 、あらゆる形態で調理されたパスタとクスクス (11.01.11.5) 、ミートパイ (11.01.12.5) 、フィッシュパイ (11.01.13.2) は除く。

EU A.01.19.9 他に分類されないその他の食品 (ND) : 調理済みベーキングパウダー、パン酵母、デザート調整品、スープ、ブイヨン、だし、調理用材料など、成分に関わらず、栄養補助食品。豆乳 (11.01.14.2) 、乳製品デザート (11.01.14.2) 、ダイエットマーガリン (11.01.15.1) 、果物 (11.01.16.2) 又は野菜 (11.01.17.3) のみをベースにした栄養補助食品、人工甘味料 (11.01.18.1) 、ココアベースのデザート調整品 (11.01.18.3) は除く。

11.01.20.0 非アルコール飲料

ここに分類される非アルコール飲料は、家庭で消費するために購入されるものである。ホテル、レストラン、カフェ、バー、キオスク、露天商、自動販売機などで、家庭外ですぐに消費するために販売される非アルコール飲料は除く (11.11.11.1) 。

11.01.21.0 コーヒー、茶、ココア[COICOP 01.2.1]

11.01.21.1 コーヒー、茶、ココア (ND)

EU A.01.21.1 コーヒー (ND) : カフェイン含有の有無を問わず、焙煎又は粉碎されたコーヒー、インスタントコーヒー、コーヒーデ用品、コーヒーのエキス及びエッセンス。

EU A.01.21.2 茶 (ND) : 茶、マテ茶、その他の植物製品の浸出液、茶代用品、茶のエキス及びエッセンス。

EU A.01.21.3 ココア及び粉末チョコレート (ND) : 甘味料の有無を問わずココア、チョコレートベースの粉末、ココアベースの飲料製品。板状又は塊状のチョコレート (11.01.18.3) 、ココアベースの食品及びココアベースのデザート製品 (11.01.18.3) は除く。

11.01.22.0 ミネラルウォーター、ソフトドリンク、果物・野菜ジュース[COICOP 01.2.2]

11.01.22.1 ミネラルウォーター、ソフトドリンク、果物・野菜ジュース (ND)

EU A.01.22.1 ミネラルウォーター又は湧水 (ND) : ミネラルウォーター又は湧水、容器で販売される全ての飲料水。

EU A.01.22.2 ソフトドリンク (ND) : ソーダ、レモネード、コーラなどのソフトドリンク。ノンアルコールビールなど、一般的にアルコール飲料に分類されるノンアルコール飲料は除く (11.02.13.1) 。

EU A.01.22.3 果物・野菜ジュース (ND) : 果物・野菜ジュース、飲料調製用のシロップ及び濃縮液。

11.02.00.0 アルコール飲料、たばこ、麻薬

11.02.10.0 アルコール飲料

ここに分類されるアルコール飲料は、家庭で消費するために購入されるものである。ノンアルコールビールなど、一般的にアルコール飲料に分類される低アルコール又はノンアルコール飲料を含む。ホテル、レストラン、カフェ、バー、キオスク、露天商、自動販売機などで、家庭外ですぐに消費するために販売されるアルコール飲料は除く (11.11.11.1) 。

11.02.11.0 蒸留酒[COICOP 02.1.1]

11.02.11.1 蒸留酒 (ND)

EU A.02.11.0 蒸留酒 (ND) : ブランデー、リキュール、その他の蒸留酒。ミード (蜂蜜酒) 及びワインベースのアペリティフ以外の食前酒を含む (11.02.12.1) 。

11.02.12.0 ワイン[COICOP 02.1.2]

11.02.12.1 ワイン (ND)

EU A.02.12.0 ワイン (ND) : ワイン、シードル、ペリー、シャンパン及びその他のスパークリングワイン、酒精強化ワイン、ワインベースのアペリティフ、日本酒。

11.02.13.0 ビール[COICOP 02.1.3]

11.02.13.1 ビール (ND)

EU A.02.13.0 ビール (ND) : エール、ラガー、ポーターなど、あらゆる種類のビール、低

アルコール及びノンアルコールビール、シャンディ。

11.02.20.0 たばこ

カフェ、バー、レストラン、サービスステーションなどでのたばこの購入を含む、家計による全てのたばこの購入を対象とする。

11.02.21.0 たばこ[COICOP 02.2.0]

11.02.21.1 たばこ (ND)

EU A.02.21.0 たばこ (ND) :たばこ、紙巻きたばこ、シガレットペーパー、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、嗅ぎたばこ。その他の喫煙用品 (11.12.32.1) は除く。

11.02.30.0 麻薬

11.02.31.0 麻薬[COICOP 02.3.0]

11.02.31.1 麻薬 (ND)

EU A.02.31.0 麻薬 (ND) :マリファナ、アヘン、コカイン、及びその誘導体、コーラナツ、キンマの葉、ビンロウジなどのその他の植物性麻薬、化学物質及び合成薬物を含むその他の麻薬。

11.03.00.0 衣料品・履物

11.03.10.0 衣料品

11.03.11.0 衣料材料、その他の衣料品、衣料付属品[COICOP 03.1.1及びCOICOP 03.1.3]

11.03.11.1 衣料材料、その他の衣料品、衣料付属品 (SD)

EU A.03.11.0 衣料材料 (SD) :天然繊維、人造繊維、及びそれらの混紡の衣料材料。家具用布地 (11.05.21.1) は除く。

EU A.03.13.0 その他の衣料品及び衣料付属品 (SD) :ネクタイ、ハンカチ、スカーフ、胸飾り、手袋、ミトン、マフ、ベルト、サスペンダー、エプロン、スモック、よだれかけ、袖カバー、帽子、キャップ、ベレー帽、ボンネットなど、縫い糸、編み糸、バックル、ボタン、スナップボタン、ジッパー、リボン、レース、トリミングなどの衣料製作用付属品、ガーデニング用手袋、作業用手袋、オートバイ及び自転車用ヘルメット。ゴム製の手袋やその他の製品 (11.05.61.1) 、ピン、安全ピン、縫い針、編み針、指ぬき (11.05.61.1) 、スポーツ用保護帽 (11.09.32.1) 、ライフジャケット、ボクシンググローブ、ボディパッド、ベルト、サポーターなどのその他のスポーツ用保護具 (11.09.32.1) 、紙ハンカチ (11.12.13.1) 、時計、宝石、カフリンクス、タイピン (11.12.31.1) 、杖、傘、日傘、扇子、キーホールダー (11.12.32.1) は除く。

11.03.12.0 被服[COICOP 03.1.2]

男性用、女性用、子供用 (3歳から13歳) 、幼児用 (0歳から2歳) の既製服又はオーダーメイド服である全ての素材 (革、毛皮、プラスチック、ゴムを含む) の日常着、スポーツ用、業務用の被服。ケープ、オーバーコート、レインコート、アノラック、パーカー、ブルゾン、ジャケット、ズボン、ベスト、スーツ、コスチューム、ドレス、スカートなど、シャツ、ブラウス、プルオーバー、セーター、カーディガン、ショーツ、水着、トラックスース、ジョギングスース、スウェットシャツ、Tシャツ、レオタードなど、ベスト、下着、靴下、ストッキング、タイツ、ペチコート、ブラジャー、ショーツ、スリップ、ガードル、コルセット、ボディストッキングなど、パジャマ、寝間着、ナイトドレス、部屋着、ガウン

ン、バスローブなど。医療用ストッキングなどの医療用靴下（11.06.12.1）は除く。

11.03.12.1 被服（SD）

EU A.03.12.1 紳士服（SD）：上で定義された紳士服。

EU A.03.12.2 婦人服（SD）：上で定義された婦人服。男女兼用の衣類を含む。

EU A.03.12.3 乳幼児・子供服（SD）：上で定義された乳幼児・子供服。ベビー服及び布製のベビーブーティを含む。ベビー用おむつ（11.12.13.1）は除く。

11.03.14.0 衣料品のクリーニング、修繕、レンタル[COICOP 03.1.4]

11.03.14.1 衣料品のクリーニング、修繕、レンタル（S）

EU A.03.14.0 衣料品のクリーニング、修繕、レンタル（S）：被服のドライクリーニング、洗濯、染色、被服の補修、縫い直し、修繕、仕立て直し、レンタル。修繕サービスの総額（つまり、労働費と材料費の両方）を含む。世帯が修繕を自ら行うために購入した材料、糸、付属品などは除く（11.03.11.1）、家庭用リネン及びその他の家庭用繊維製品の修繕（11.05.21.1）、家庭用リネン及び家庭用繊維製品のドライクリーニング、洗濯、染色（11.05.62.2）、家庭用リネンのレンタル（11.05.62.2）。

11.03.20.0 履物

11.03.21.0 靴及びその他の履物[COICOP 03.2.1]

男性用、女性用、子供用（3歳から13歳）、幼児用（0歳から2歳）の全ての履物。日常着やレジャー用のスポーツシューズ（ジョギング、クロストレーニング、テニス、バスケットボール、ポート用の靴など）を含む、ゲートル、レギンス、同様の製品、靴ひも、世帯が履物を自ら修繕するために購入したヒール、ソールなどの履物の部品。靴型、靴べら、つや出し剤、クリーム、その他の靴磨き用品（11.05.61.1）、整形外科靴（11.06.13.1）、競技専用の履物（スキーブーツ、サッカーシューズ、ゴルフシューズ、アイススケート、ローラー、スパイク、スタッドなどを装着したその他の履物）（11.09.31.1）、すね当て、クリケットパッド、その他のスポーツ用保護具（11.09.31.1）は除く。

11.03.21.1 靴及びその他の履物（SD）

EU A.03.21.1 紳士靴（SD）：上で定義された紳士靴。

EU A.03.21.2 婦人靴（SD）：上で定義された婦人靴。

EU A.03.21.3 乳幼児・子供靴（SD）：上で定義された乳幼児・子供靴。布製のベビーブーティは除く（11.03.12.1）。

11.03.22.0 履物の修繕及びレンタル[COICOP 03.2.2]

11.03.22.1 履物の修繕及びレンタル（S）

EU A.03.22.0 履物の修繕及びレンタル（S）：履物の修繕、靴磨きサービス、履物のレンタル。修繕サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方）。世帯が修繕を自ら行うために購入したヒール、ソールなどの履物の部品（11.03.21.1）、つや出し剤、クリーム、その他の靴磨き用品（11.05.61.1）、競技専用の履物（スキーブーツ、サッカーシューズ、ゴルフシューズ、アイススケート、ローラー、スパイク、スタッドなどを装着したその他の履物）の修繕（11.09.31.1）及びレンタル（11.09.41.1）は除く。

11.04.00.0 住宅、水道、電気、ガス、その他の燃料

11.04.10.0 住宅の実際家賃

通常、家賃には、物件が建つ土地の使用料、占有する住居、暖房、配管、照明などの設備、家具付き住居の場合は家具の使用料が含まれる。住居に関する駐車場として使用するためのガレージの使用料も含まれる。ガレージは住居に物理的に隣接している必要も、同じ家主から借りる必要もない。

家賃には、住居と関連しないガレージや駐車スペースの使用料は含まれない（11.07.24.1）。また、水道供給（11.04.41.1）、ごみ収集（11.04.42.1）、下水処理（11.04.42.1）の料金は含まれない。共同住宅の管理、庭の手入れ、階段の清掃、暖房、照明、エレベーターやごみシートの維持管理などの共同所有者の負担金（11.04.42.1）、電気（11.04.51.1）及びガス（11.04.52.1）の料金、地域暖房設備から供給される暖房及び温水（11.04.53.1）の料金も含まれない。

11.04.11.0 住宅の実際家賃[COICOP 04.1.1及び04.1.2]

11.04.11.1 住宅の実際家賃（S）

EU A.04.10.0 実質的な賃貸家賃（S）：家具なし又は家具付きのアパートや一戸建て住宅を主たる住居として占有するテナント又はサブテナントが実際に支払った家賃、二次的住居のために実際に支払った家賃。ホテルや下宿の部屋を主たる住居として占有する家計による支払いを含む。教育施設や宿泊所（11.11.21.1）、休暇村や行楽地（11.11.21.1）、高齢者向け養護施設（11.12.41.1）の宿泊サービスは除く。

11.04.20.0 住宅の帰属家賃

11.04.21.0 住宅の帰属家賃[COICOP 04.2.1 and 04.2.2]

11.04.21.1 住宅の帰属家賃（S）

EU A.04.20.0 帰属の賃貸家賃（S）：アパートや一戸建て住宅を主たる住居として占有する所有者の帰属家賃、二次的住居の帰属家賃、家賃が軽減されているか、無償で居住している世帯の帰属家賃。対象範囲は、家具の帰属計算は含まれないという1つの例外を除き、実質的な家賃で定義されたものと同じである。これは、家具を含まない持ち家を指す。

11.04.30.0 住居の維持修繕

住居の維持修繕は2つの特徴で区別される：第一に、住居を良好な状態に維持するために定期的に実施する必要がある活動であること、第二に、住居の性能、容量、又は予想される耐用年数を変更しないことである。住居の維持修繕には2つのタイプがある。すなわち、内装や設備の修繕など、テナントと所有者の両方が一般的に行う軽微なものと、壁の塗り替えや屋根の修繕など、所有者のみが行う大規模なものである。家計の個別消費支出に含まれるのは、テナントと持ち家居住者が軽微な維持修繕のために材料やサービスに費やす支出のみである。持ち家居住者が大規模な維持修繕のために材料やサービスに費やす支出は、家計の個別消費支出に含まれない。テナント又は持ち家居住者が自ら維持修繕を行うために購入した材料は、（11.04.31.1）に分類すべきである。テナント又は持ち家居住者が企業に維持修繕を依頼する場合、使用された材料費を含むサービスの総額は、（11.04.31.1）に分類すべきである。

11.04.31.0 住居の維持修繕[COICOP 04.3.1及び04.3.2]

11.04.31.1 住居の維持修繕（ND）

EU A.04.31.0 住居の維持修繕用材料（ND）：塗料、ニス、左官、壁紙、壁装材、窓ガラス、石膏、セメント、パテ、壁紙用接着剤など、住居の軽微な維持修繕のために購入された製

品及び材料。配管用の小さな部品（パイプ、蛇口、継手など）、表面材（床板、セラミックタイルなど）、塗装、ニス、壁紙用のブラシやスクレーパーを含む。敷物やリノリウム（11.05.12.1）、手工具、ドア金具、コンセント、配線コード、電球（11.05.52.1）、ほうき、たわし、ほこり取りブラシ、清掃用品（11.05.61.1）、大規模な維持修繕（中間消費）又は住居の拡張・改築（資本形成）に使用される製品、材料、備品は除く。

EU A.04.32.0 住居の維持修繕サービス（S）：住居の軽微な維持修繕のために契約した配管工、電気技師、大工、ガラス工、塗装工、装飾工、床磨き工などのサービス。サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方）。世帯が自身で維持修繕を行うために購入した材料の別途購入（EU A.04.31.0）、大規模な維持修繕（中間消費）又は住居の拡張・改築（資本形成）のために契約したサービスは除く。

11.04.40.0 給水及び住居関連の雑多なサービス

11.04.41.0 給水[COICOP 04.4.1]

11.04.41.1 給水（ND）

EU A.04.41.0 給水（ND）：給水及びメーターのレンタル、メーターの検針、基本料金などの関連支出。ボトルや容器で販売される飲料水（11.01.22.1）、地域暖房設備から供給される温水や蒸気（11.04.53.1）は除く。

11.04.42.0 住居関連の雑多なサービス[COICOP 04.4.2, 04.4.3 and 04.4.4]

11.04.42.1 住居関連の雑多なサービス（S）

EU A.04.42.0 ごみ収集（S）：ごみ収集及び処理。

EU A.04.43.0 下水の回収（S）：下水の回収及び処理。

EU A.04.44.0 他に分類されないその他の住居関連サービス（S）：共同住宅の管理人、庭師、階段の清掃と照明、エレベーターやごみシートの維持管理などの共同所有者の負担金、警備サービス、除雪及び煙突掃除。窓拭き、消毒、燻蒸、害虫駆除などの対家庭サービス（11.05.62.2）、ボディガード（11.12.71.1）は除く。

11.04.50.0 電気、ガス、その他燃料

11.04.51.0 電気[COICOP 04.5.1]

11.04.51.1 電気（ND）

11.04.51.0 電気（ND）：電気及びメーターのレンタル、メーターの検針、基本料金などの関連支出。

11.04.52.0 ガス[COICOP 04.5.2]

11.04.52.1 ガス（ND）

EU A.04.52.1 天然ガス及び都市ガス（ND）：都市ガス及び天然ガス、並びにメーターのレンタル、メーターの検針、基本料金などの関連支出。

11.04.53.0 その他燃料[COICOP 04.5.3、04.5.4及び04.5.5]

11.04.53.1 その他燃料（ND）

EU A.04.53.0 液体燃料（ND）：家庭用暖房及び照明用油。

EU A.04.54.0 固体燃料 (ND) : 石炭、コークス、練炭、薪、木炭、泥炭など。

EU A.04.55.0 熱エネルギー (ND) : 地域暖房設備から購入する温水及び蒸気、並びにメーターのレンタル、メーターの検針、基本料金などの関連支出、冷却及び冷蔵目的で使用される氷。

11.05.00.0 調度品、家庭用機器、家屋の日常保守

11.05.10.0 家具調度、じゅうたん及びその他床被覆材

11.05.11.0 家具調度[COICOP 05.1.1]

該当する場合、家具調度の配送及び設置を含む。主に価値の貯蔵手段として取得された美術品及びアンティーク家具を除く（資本形成）。

11.05.11.1 家具調度 (D)

EU A.05.11.1家庭用家具 (D) : 居間や食堂用のソファ、ソファベッド、カウチ、テーブル、椅子、食器棚、ドレッサー、本棚、寝室用のベッド、テーブル、椅子、ワードローブ、チエストなど（ベースマットレス、マットレス、畳を含む）、キッチン用のテーブル、椅子、食器棚など、主に浴室で使用される調度品。二段ベッド及びベビー用家具（ベビーベッド、小児用の食事椅子、ベビーサークルなど）（EU A.05.11.9）は除く。

EU A.05.11.2 庭園家具 (D) : 主に庭園用の家具。

EU A.05.11.3 照明器具 (D) : 天井灯、スタンドランプ、球電、ベッドサイドランプなどの照明器具。

EU A.05.11.9 その他家具調度 (D) : 二段ベッド、ベビー用家具（ベビーベッド、小児用の食事椅子、ベビーサークルなど）、絵画、彫刻、版画、タペストリー、その他の美術品（美術品の複製、その他の装飾品を含む）、障子、折りたたみ式パーティション、ブラインド、鏡、燭台、ろうそく立て。寝具（11.05.21.1）、日よけ（11.05.21.1）、金庫（11.05.31.1）、家庭用、オフィス用、装飾用のガラス製品や陶磁器（11.05.41.1）、時計（11.12.31.1）、ベビーカーや手押し車（11.12.32.1）、壁掛け温度計や気圧計（11.12.32.1）は除く。

11.05.12.0 じゅうたん及びその他床被覆材[COICOP 05.1.2]

11.05.12.1 じゅうたん及びその他床被覆材 (D)

EU A.05.12.0 じゅうたん及びその他床被覆材 (D) : 置き敷きカーペット、ラグ、マット、その他の可動式床被覆材、敷き込みカーペット、リノリウム、その他の固定式床被覆材。床材の敷設を含む。床板及びセラミック床タイル（11.04.31.1）、バスマット、ござ、ドアマット（11.05.21.1）、主に価値貯蔵手段として取得されたアンティーク床材（資本形成）は除く。

11.05.13.0 家具、調度、床被覆材の修繕[COICOP 05.1.3]

11.05.13.1 家具、調度、床被覆材の修繕 (S)

EU A.05.13.0 家具、調度、床被覆材の修繕 (S) : 家具、調度、床被覆材の修繕。サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方）、主に価値の貯蔵手段として取得されたもの以外の美術品、アンティーク家具、アンティーク床材の修復（資本形成）。世帯が修繕を自身で行うために購入した材料の別途購入（11.05.11.1又は11.05.12.1）、カーペットのドライクリーニング（11.05.62.2）は除く。

11.05.20.0 家庭用テキスタイル

11.05.21.0 家庭用テキスタイル[COICOP 05.2.0]

壁装材（11.04.31.1）、タペストリー（11.05.11.1）、敷物や敷き込みカーペットなどの床被覆材（11.05.12.1）、電気毛布（11.05.32.1）、自動車やオートバイなどのカバー（11.07.23.1）、エアマットレスや寝袋（11.09.31.1）は除く。

11.05.21.1 家庭用テキスタイル（SD）

EU A.05.20.1 家具用布地及びカーテン（SD）：家具用布地、カーテン生地、カーテン、二重カーテン、日よけ、ドアカーテン、布製ブラインド。

EU A.05.20.2 寝具（SD）：布団、枕、抱き枕、ハンモックなどの寝具、シーツ、枕カバー、毛布、旅行用ひざ掛け、格子柄の織物、羽毛布団、掛け布団、蚊帳などの寝具類。

EU A.05.20.3 テーブルリネン及びバスリネン（SD）：テーブルクロス、テーブルナプキン、タオル、フェイスタオルなどのテーブルリネン及びバスリネン。

EU A.05.20.4 家庭用テキスタイルの修繕（S）：家庭用テキスタイルの修繕。

EU A.05.20.9 その他の家庭用テキスタイル（SD）：ショッピングバッグ、ランドリーバッグ、シューズバッグ、衣類や家具のカバー、旗、日よけなどの他の繊維製家庭用品、切り売りの布地、油布、バスマット、ござ、ドアマット。

11.05.30.0 家庭用器具

11.05.31.0 大型家庭用器具（電化製品であるか否かを問わない）[COICOP 05.3.1、05.3.2及び05.3.3]

該当する場合、器具の配達及び設置を含む。建物の構造に組み込まれる器具は除く（資本形成）。

11.05.31.1 大型家庭用器具（電化製品であるか否かを問わない）（D）

EU A.05.31.1 冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵冷凍庫（D）：冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵冷凍庫。

EU A.05.31.2 洗濯機、衣類乾燥機、食器洗い機（D）：

洗濯機、乾燥機、乾燥キャビネット、食器洗い機、アイロン、プレス機。

EU A.05.31.3 調理器具（D）：調理器具、回転式グリル、コンロ、レンジ、オーブン、電子レンジ、調理器具と電子レンジの複合機。

EU A.05.31.4 暖房器具、エアコン（D）：エアコン、加湿器、暖房器具、給湯器、換気扇、換気フード。

EU A.05.31.5 清掃機器（D）：掃除機、蒸気清掃機、カーペット洗浄機及び床の清掃、ワックスがけ、磨き用の機器。

EU A.05.31.9 その他の主要な家庭用器具（D）：金庫、ミシン、編み機、軟水器などの他の主要な家庭用器具。

11.05.32.0 家庭用小型電化製品[COICOP 05.3.2]

11.05.32.1 家庭用小型電化製品（SD）

EU A.05.32.0 家庭用小型電化製品（SD）：コーヒーミル、コーヒーメーカー、ジュース絞り器、缶切り、フードミキサー、フライヤー、ミートグリル、ナイフ、トースター、アイ

スクリームメーカー、シャーベットメーカー、ヨーグルトメーカー、ホットプレート、アイロン、ケトル、扇風機、電気毛布など。小型の非電気式キッチン家庭用器具や調理器具（11.05.41.1）、家事用はかり（11.05.41.1）、体重計や乳児用はかり（11.12.12.1）は除く。

11.05.33.0 家庭用器具の修繕[COICOP 05.3.3]

11.05.33.1 家庭用器具の修繕（S）

EU A.05.33.0 家庭用器具の修繕（S）：家庭用器具の修繕。サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方）。世帯が修繕を自身で行うために別途購入した材料は除く（11.05.31.1又は11.05.32.1）。

11.05.40.0 ガラス製品、卓上食器類、家庭用品

11.05.41.0 ガラス製品、卓上食器類、家庭用品[COICOP 05.4.0]

11.05.41.1 ガラス製品、卓上食器類、家庭用品（SD）

EU A.05.40.1 ガラス製品、クリスタル製品、陶磁器製品、磁器製品（SD）：テーブル、キッチン、バスルーム、トイレ、オフィス、室内装飾用のガラス製品、クリスタル製品、陶磁器製品、磁器製品。厚紙製卓上食器類（11.05.61.1）、灰皿（11.12.32.1）は除く。

EU A.05.40.2 刃物類、皿類、銀製品（SD）：刃物類、皿類、銀製品。

EU A.05.40.3 非電気式のキッチン用品及び家庭用品（SD）：鍋、シチュー鍋、圧力鍋、フライパン、コーヒーミル、ピューレメーカー、肉挽き機、ホットプレート、家事用はかり、その他の機械式器具などのあらゆる素材の非電気式キッチン用品、パン、コーヒー、スペイシスなどの容器、ごみ箱、紙くずかご、洗濯かご、携帯用貯金箱、金庫、タオル掛け、ボトルラック、アイロン、アイロン台、郵便受け、哺乳瓶、魔法瓶、アイスボックスタなどのあらゆる素材の非電気式家庭用品。照明器具（11.05.11.1）、電気式家庭用器具（11.05.31.1）及び（11.05.32.1）、体重計及び乳児用はかり（11.12.12.1）は除く。

EU A.05.40.4 ガラス製品、卓上食器類、家庭用品の修繕（S）：ガラス製品、卓上食器類、家庭用品の修繕。

11.05.50.0 家庭及び庭用の道具設備

11.05.51.0 大型道具設備[COICOP 05.5.1]

11.05.51.1 大型道具設備（D）

EU A.05.51.0 大型道具設備（D）：電動ドリル、のこぎり、研磨機、生け垣用の剪定ばさみ、ガーデントラクター、芝刈り機、耕うん機、チェーンソー、ウォーターポンプなどの電動道具設備、これらの製品の修理。DIY用の機械設備のリース又はレンタル料金を含む。

11.05.52.0 小型の道具及び雑多な付属品[COICOP 05.5.2]

11.05.52.1 小型の道具及び雑多な付属品（SD）

EU A.05.52.0 小型の道具及び雑多な付属品（SD）：コンセント、スイッチ、配線コード、電球、蛍光灯管、懐中電灯、手提げランプ、一般用乾電池、ベル、警報器などの小型電気付属品、のこぎり、ハンマー、ドライバー、レンチ、スパナ、ペンチ、トリミングナイフ、やすりなどの手工具、手押し車、じょうろ、ホース、鋤、シャベル、熊手、フォーク、大鎌、鎌、剪定ばさみなどの園芸用具、はしご、脚立、ドア金具（ヒンジ、取っ手、錠）、ラジエーターや暖炉の金具、その他の家庭用金属製品（カーテンレール、カーペットホルダー、フックなど）又は庭用製品（フェンスや境界用のチェーン、格子、杭、金輪部品な

ど）。これらの製品の修繕。

11.05.60.0 家庭内の定例的な維持のための財・サービス

11.05.61.0 家庭用非耐久財[COICOP 05.6.1]

塗装、ニス、壁紙用のブラシやスクレーパー（11.04.31.1）、塗料、クロムクリーナー、シーリング剤、車体用ワックスなどの輸送用機器の清掃・維持専用製品（11.07.23.1）、輸送用機器向けの消火器（11.07.23.1）、観賞用庭園の手入れ用の園芸製品（11.09.33.1）、紙ハンカチ、トイレットペーパー、化粧石鹼、ボディスポンジ、その他の個人衛生用品（11.12.12.1）、タバコ、葉巻、パイプ用ライター、ライター燃料（11.12.32.1）は除く。

11.05.61.1 家庭用非耐久財（ND）

EU A.05.61.1 清掃・維持用品（ND）：石鹼、洗剤、液体洗剤、磨き粉、洗浄剤、殺菌漂白剤、柔軟剤、コンディショナー、染み抜き剤、窓拭き製品、ワックス、つや出し剤、染料、詰まり除去剤、消毒剤、殺虫剤、農薬、殺菌剤、蒸留水などの清掃・維持用品。つや出し剤、クリーム、その他の靴磨き用品（ブラシ）を含む。

EU A.05.61.2 その他の家庭用非耐久財（ND）：ほうき、たわし、ちりとり、ほこり払い、ふきん、雑巾、家庭用スポンジ、研磨剤、スチールウール、セーム革などの清掃用品、ファイルターナー、テーブルクロス、ナプキン、キッチンペーパー、掃除機用バッグ、厚紙製卓上食器類などの紙製品、マッチ、ろうそく、ランプの芯、メチルアルコール、洗濯ばさみ、ハンガー、ピン、安全ピン、縫い針、編み針、指ぬき、釘、ねじ、ナット、ボルト、画鋲、座金、家庭用接着剤、粘着テープ、ひも、麻ひも、ゴム手袋などの他の非耐久性家庭用品、アルミホイル、セロハンラップ、ごみ用ポリ袋、靴型、靴べら、家庭用消火器。

11.05.62.0 家事サービス及び対家庭サービス[COICOP 05.6.2]

11.05.62.1 家事サービス（S）

EU A.05.62.1 有給スタッフによる家事サービス（S）：執事、料理人、メイド、清掃員、運転手、庭師、家庭教師、秘書、個人指導教師、オペア、ベビーシッターなどの有給スタッフが提供する私的な家事サービス、企業又は自営業者が提供する家事サービス。乳母、託児所、デイケアセンター、その他の託児施設（11.12.41.1）のサービスは除く。

11.05.62.2 対家庭サービス（S）

EU A.05.62.2 清掃サービス（S）：家庭用リネン及び家庭用織物のドライクリーニング、洗濯、染色、カーペットクリーニング。衣料品のドライクリーニング、洗濯、染色（11.03.14.1）は除く。

EU A.05.62.3 家具調度のレンタル（S）：家具、調度、家庭用機器、家庭用リネンのレンタル。

EU A.05.62.9 その他の家事サービス及び対家庭サービス（S）：企業又は自営業者が提供する窓清掃、消毒、燻蒸、害虫駆除などの他のサービス。ごみ収集（11.04.42.1）、下水の回収（11.04.42.1）、共同住宅の管理、庭の手入れ、階段の清掃と照明、エレベーターやごみシートの維持管理などの共同所有者の負担金（11.04.42.1）、除雪及び煙突掃除（11.04.42.1）、搬出及び保管サービス（11.07.36.1）は除く。

11.06.00.0 保健

学校及び大学の保健センターから購入される保健サービスを含む。

11.06.10.0 医療製品、医療器具、医療設備

処方箋の有無にかかわらず、通常は調剤薬局、薬剤師、又は医療機器供給業者から個人が購入する医薬品、補装具、医療器具、医療設備、その他の健康関連製品。これらは、医療施設又は機関の外で消費又は使用することを意図している。医療、歯科、医療補助の専門家によって外来患者に直接供給される又は病院などによって入院患者に供給される製品は、外来患者サービス（11.06.20.0）又は病院サービス（11.06.30.0）に分類される。

11.06.11.0 薬品[COICOP 06.1.1]

11.06.11.1 薬品（ND）

EU A.06.11.0 薬品（ND）：医薬製剤、医薬品、特許薬、血清、ワクチン、ビタミン、ミネラル、タラ肝油、オヒヨウ肝油、経口避妊薬。獣医用製品（11.09.33.1）、薬用石鹼などの個人衛生用品（11.12.12.1）は除く。

11.06.12.0 その他医療製品[COICOP 06.1.2]

11.06.12.1 その他医療製品（ND）

EU A.06.12.0 その他医療製品（ND）：体温計、粘着及び非粘着包帯、皮下注射器、救急箱、湯たんぽ、氷嚢、弾性ストッキングや膝サポーターなどの医療用靴下、妊娠試験薬、コンドーム、その他の物理的な避妊具。

11.06.13.0 治療用器具設備[COICOP 06.1.3]

11.06.13.1 治療用器具設備（D）

EU A.06.13.0 治療用器具設備（D）：矯正眼鏡及びコンタクトレンズ、補聴器、義眼、義肢その他の補装具、整形外科用装具及びサポーター、整形外科用靴、外科用ベルト、ヘルニアバンド、サポーター、頸部装具、医療用マッサージ機器及び健康ランプ、電動及び非電動車椅子、病人用車両、特殊ベッド、松葉杖、電子式及びその他の血圧測定装置。これらの製品の修理。入れ歯を含むが、装着費用は含まない。治療器具のレンタル（11.06.23.1）、スポーツ用の保護ゴーグル、ベルト、サポーター（11.09.31.1）、矯正レンズの付いていないサングラス（11.12.32.1）は除く。

11.06.20.0 外来患者サービス

医療、歯科、医療補助の専門家及び補助者によって外来患者に提供される医療、歯科、医療補助サービス。サービスは、自宅、個人又はグループの診療施設、診療所、又は病院などの外来診療所で提供される場合がある。外来患者サービスには、医療、歯科、医療補助の専門家及び補助者によって外来患者に直接供給される医薬品、補装具、医療器具、医療設備、その他の健康関連製品が含まれる。病院などによって入院患者に提供される医療、歯科、医療補助サービスは、病院サービス（11.06.30.0）に含まれる。

11.06.21.0 医療サービス[COICOP 06.2.1]

11.06.21.1 医療サービス（S）

EU A.06.21.0 医療サービス（S）：一般医又は専門医のサービス。歯科矯正専門医のサービスを含む。医療分析研究所及びX線センターのサービス（11.06.23.1）、及び伝統医療従事者のサービス（11.06.23.1）は除く。

11.06.22.0 歯科サービス[COICOP 06.2.2]

11.06.22.1 歯科サービス（S）

EU A.06.22.0 歯科サービス (S) : 歯科医、口腔衛生士、その他の歯科補助員のサービス。入れ歯の装着費用を含むが、入れ歯自体は含まない。入れ歯（11.06.13.1）、歯科矯正専門医（11.06.21.1）、医療分析研究所及びX線センター（11.06.23.1）のサービスは除く。

11.06.23.0 医療補助サービス[COICOP 06.2.3]

11.06.23.1 医療補助サービス (S)

EU A.06.23.0 医療補助サービス (S) : 医療分析研究所及びX線センターのサービス、フリーランスの看護師及び助産師のサービス、フリーランスの鍼灸師、カイロプラクター、検眼士、理学療法士、言語療法士などのサービス、医学的に処方された矯正体操療法、外来の温泉又は海水療法、病院の救急車サービス以外の救急車サービス、治療器具のレンタル、伝統医療従事者のサービス。

11.06.30.0 病院サービス

入院とは、患者が治療期間中、病院に宿泊する場合と定義される。これには、病院のデイケア、在宅での入院相当治療、末期患者向けのホスピスが含まれる。病院とは、資格のある医師の直接監督の下で入院患者のケアを提供する施設と定義される。医療センター、産院、ナーシングホーム、療養所も入院患者のケアを提供するが、そのサービスは医師よりも資格の低いスタッフによって監督され、提供されることが多い。

対象となるのは、一般病院及び専門病院のサービス、主に入院患者の医療を提供する医療センター、産院、ナーシングホーム、療養所のサービス、医療監視が不可欠な高齢者施設のサービス、及び入院医療とリハビリテーション療法を提供するリハビリテーションセンター（長期的な支援の提供ではなく、患者の治療を目的とするもの）のサービスである。外来診療のみを行う医院、診療所、クリニック、調剤所などの施設（11.06.20.0）、及び高齢者向け老人ホーム、障害者施設、主に長期支援を提供するリハビリテーションセンター（11.12.41.1）のサービスは対象外である。

11.06.31.0 病院サービス[COICOP 06.3.0]

11.06.31.1 病院サービス (S)

医療サービスの提供（一般医又は専門医、外科医、歯科医、医療分析及びX線センターのサービス、看護師、助産師、カイロプラクター、検眼士、理学療法士、言語療法士などの医療補助サービス）と基本サービスの提供（管理、宿泊、食事及び飲料、非専門スタッフ（看護補助員）による監督及びケア、応急処置及び蘇生、救急車輸送、医薬品及びその他の薬品製品の提供、治療用器具設備の提供）の両方からなる。

EU A.06.30.1 一般病院 (S) : 国際保健計算分類 - 保健提供者（ICHA-HP）のHP.1.1を対象とする。

EU A.06.30.2 精神保健及び薬物乱用病院 (S) : ICHA-HPのHP.1.2を対象とする。

EU A.06.30.3 専門病院 (S) : ICHA-HPのHP.1.3を対象とする。

EU A.06.30.4 看護及び居住ケア施設 (S) : ICHA-HPのHP.2を対象とする。

11.07.00.0 交通

11.07.10.0 車両の購入

キャンピングカー、キャラバン、トレーラー、飛行機、ボートなどのレクリエーション用車両の購入は（11.09.21.1）に含まれる。

11.07.11.0 自動車[COICOP 07.1.1]

二輪駆動又は四輪駆動の自動車、乗用バン、ステーションワゴン、エstateトカーなど。病人用車両（11.06.13.1）、キャンピングカー（11.09.21.1）、ゴルフカート（11.09.21.1）は除く。

11.07.11.1 自動車（D）

EU A.07.11.1 新車（D）：新しい自動車、乗用バンなど。

EU A.07.11.2 中古車（D）：中古の自動車、乗用バンなど。

11.07.12.0 オートバイ[COICOP 07.1.2]**11.07.12.1 オートバイ（D）**

EU A.07.12.0 オートバイ（D）：あらゆる種類のオートバイ、スクーター、原動機付自転車。サイドカー、スノーモービルを含む。病人用車両（11.06.13.1）、ゴルフカート（11.09.21.1）は除く。

11.07.13.0 自転車[COICOP 07.1.3]**11.07.13.1 自転車（D）**

EU A.07.13.0 自転車（D）：あらゆる種類の自転車及び三輪車。人力車を含む。おもちゃの自転車及び三輪車（11.09.31.1）は除く。

11.07.14.0 動物が牽引する車両[COICOP 07.1.4]**11.07.14.1 動物が牽引する車両（D）**

EU A.07.14.0 動物が牽引する車両（D）：動物が牽引する車両。車両を牽引するために必要な動物及び関連装備（くびき、首輪、馬具、頭絡、手綱など）を含む。娯楽目的で購入された馬やポニー、馬やポニーが牽引する車両、及び関連装備（11.09.21.1）は除く。

11.07.20.0 個人輸送設備の運営

世帯が維持、修繕、又は整備を自身で行うために購入した潤滑油、スペアパーツ、又は付属品の購入は、（11.07.22.1）又は（11.07.23.1）の下に分類すべきである。世帯が維持、修繕、又は取り付けを事業所に有償で依頼する場合、使用された材料費を含むサービスの総額は、（11.07.23.1）の下に分類すべきである。

11.07.22.0 個人輸送設備用の燃料及び潤滑油[COICOP 07.2.2]

（11.05.51.1）に含まれる主要な道具及び設備と、（11.09.21.1）に含まれるレクリエーション用車両の燃料を含む。

11.07.22.1 個人輸送設備用の燃料及び潤滑油（ND）

EU A.07.22.1 ディーゼル（ND）：ディーゼル

EU A.07.22.2 ガソリン（ND）：ガソリン

EU A.07.22.3 個人輸送設備用のその他燃料（ND）：液化石油ガス、アルコール、電気、2ストローク混合燃料。

EU A.07.22.4 潤滑油（ND）：潤滑油、ブレーキ液、トランスマッショングリ、冷却水、添加

剤。オイル交換及び給脂の料金は除く（11.07.23.1）。

11.07.23.0 個人輸送設備の維持・修繕[COICOP 07.2.1 and 07.2.3]

11.07.23.1 個人輸送設備の維持・修繕（SD）

EU A.07.21.1 タイヤ（SD）：新品、中古、再生タイヤ、インナーチューブ（自動車、オートバイ、自転車用など）。タイヤの取り付け料金は除く（EU A.07.23.0）。

EU A.07.21.2 個人輸送設備のスペアパーツ（SD）：スパークプラグ、バッテリー、ショックアブソーバー、フィルター、ポンプ、その他の個人輸送設備のスペアパーツ。スペアパーツの取り付け料金は除く（EU A.07.23.0）。

EU A.07.21.3 個人輸送設備の付属品（SD）：別途購入された個人輸送設備の付属品。輸送設備用の消火器、個人輸送設備で使用するために設計されたGPS装置、塗料、クロムクリーナー、シーリング剤、車体用ワックスなどの輸送機器の清掃・維持専用製品、自動車やオートバイなどのカバー。オートバイ及び自転車用ヘルメット（11.03.11.1）、蒸留水、スポンジ、セーム革、洗剤などの非専用製品（11.05.61.1）、スペアパーツや付属品の取り付け料金、車体の塗装、洗浄、ワックスがけの料金（EU A.07.23.0）、無線電話（11.08.21.1）、カーラジオ（11.09.11.1）、自動車用ベビーシート（11.12.32.1）は除く。

EU A.07.23.0 個人輸送設備の維持・修繕（S）：部品及び付属品の取り付け、ホイールバランス、技術検査、故障サービス、オイル交換、給脂、洗浄などの個人輸送設備の維持・修繕のために購入されたサービス。サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方）。世帯が維持・修繕を自身で行うために購入したスペアパーツ、付属品、潤滑油の別途購入（EU A.07.21.1～EU A.07.21.3）又は（11.07.22.1）、車検（11.07.24.1）は除く。

11.07.24.0 個人輸送設備に関するその他のサービス[COICOP 07.2.4]

11.07.24.1 個人輸送設備に関するその他のサービス（S）

EU A.07.24.0 個人輸送設備に関するその他のサービス（S）：住居に関連しないガレージや駐車スペースのレンタル、有料施設（橋、トンネル、シャトルフェリー、高速道路など）及びパーキングメーター、運転教習、運転免許試験、運転免許証、車検、運転手なしの個人輸送設備のレンタル。運転手付きの自動車のレンタル（11.07.32.1）、個人輸送設備に関する保険のサービス料（11.12.51.1）は除く。

11.07.30.0 輸送サービス

輸送サービスの購入は、輸送手段によって分類される。チケットが2つ以上の輸送手段（例えば、市内バスと地下鉄又は都市間列車とフェリー）を対象とし、支出を各輸送手段の間で配分できない場合、そのような購入は（11.07.35.1）に分類すべきである。運賃に含まれており、別途料金が設定されていない食事、軽食、飲料、宿泊サービスの費用を含める必要がある。別途価格が設定されている場合、これらの費用は（11.11.00.0）に分類しなければならない。学校の送迎サービスを含む。救急車サービス（11.06.23.1）、ツアー旅行（11.09.61.1）は除く。

11.07.31.0 鉄道旅客輸送[COICOP 07.3.1]

ケーブルカー輸送（11.07.36.1）は除く（11.07.36.1）

11.07.31.1 鉄道旅客輸送（S）

EU A.07.31.1 鉄道による旅客輸送（S）：個人及び団体の旅客及び荷物の鉄道による輸送。自家用車の輸送を含む。

EU A.07.31.2 地下鉄及び路面電車による旅客輸送 (S) : 個人及び団体の旅客及び荷物の地下鉄及び路面電車による輸送。

11.07.32.0 道路旅客輸送[COICOP 07.3.2]

11.07.32.1 道路旅客輸送 (S)

EU A.07.32.1 バス及び長距離バスによる旅客輸送 (S) : 個人及び団体の旅客及び荷物のバス及び長距離バスによる輸送。

EU A.07.32.2 タクシー及び運転手付きレンタカーによる旅客輸送 (S) : 個人及び団体の旅客及び荷物のタクシー及び運転手付きレンタカーによる輸送。

11.07.33.0 航空旅客輸送[COICOP 07.3.3]

11.07.33.1 航空旅客輸送 (S)

EU A.07.33.0 航空旅客輸送 (S) : 個人及び団体の旅客及び荷物の飛行機及びヘリコプターによる輸送。

11.07.34.0 海上・内水路旅客輸送[COICOP 07.3.4]

11.07.34.1 海上・内水路旅客輸送 (S)

EU A.07.34.0 海上・内水路旅客輸送 (S) : 個人及び団体の旅客及び荷物の船、ボート、フェリー、ホバークラフト、水中翼船による輸送。自家用車の輸送を含む。

11.07.35.0 複合旅客輸送[COICOP 07.3.5]

11.07.35.1 複合旅客輸送 (S)

EU A.07.35.0 複合旅客輸送 (S) : 支出が輸送手段の間で配分できない場合、2つ以上の輸送手段による個人及び団体の旅客及び荷物の輸送。自家用車の輸送を含む。ツアー旅行 (11.09.61.1) は除く。

11.07.36.0 その他の購入輸送サービス[COICOP 07.3.6]

11.07.36.1 その他の購入輸送サービス (S)

EU A.07.36.0 その他の購入輸送サービス (S) : ケーブルカー、ロープウェイ、シェアリフト輸送、引っ越し及び保管サービス、ポーター及び手荷物預かり所、手荷物転送所のサービス、別途料金が設定されている場合の旅行代理店の手数料。スキー場やホリデーセンターのケーブルカーやシェアリフト輸送は除く (11.09.41.1)。

11.08.00.0 通信

11.08.10.0 郵便サービス

11.08.11.0 郵便サービス[COICOP 08.1.0]

11.08.11.1 郵便サービス (S)

EU A.08.11.0 郵便サービス (S) : 手紙、はがき、小包の配達、民間郵便及び小包配達に対する支払い。新しい郵便切手、料金前納はがき、無線電報の全ての購入を含む。使用済み又は消印済みの郵便切手の購入 (11.09.31.1)、郵便局の金融サービス (11.12.62.1) は除く。

11.08.20.0 電話・FAX機器

11.08.21.0 電話・FAX機器[COICOP 08.2.0]**11.08.21.1 電話・FAX機器 (D)**

EU A.08.20.0 電話・FAX機器 (D) : 電話、無線電話、FAX、留守番電話、電話用スピーカーの購入、これらの製品の修理。パーソナルコンピュータが提供するFAX及び留守番電話機能は除く (11.09.11.1)。

11.08.30.0 電話・FAXサービス**11.08.31.0 電話・FAXサービス[COICOP 08.3.0]****11.08.31.1 電話・FAXサービス (S)**

EU A.08.30.1 有線電話サービス (S) : 私用回線又は公衆回線 (公衆電話ボックス、郵便局の電話ブースなど) から、又はホテル、カフェ、レストランなどから発信する地域内、地域間、国内、国際通話、有線電話機器、留守番電話、電話用スピーカーのレンタル、個人用電話機器の設置及び加入費用。

EU A.08.30.2 無線電話サービス (S) : 国内通話 (音声及びビデオ通話を含む) 、国際通話 (音声及びビデオ通話を含む) 、メッセージ (音声、テキスト (SMS) 、画像 (MMS) メッセージを含む) 、その他の携帯電話サービス、無線電話機器のレンタル、加入費用に含まれる場合の電話機器の費用、パッケージに含まれる携帯電話-すなわち、通常は特定の事業者と一定期間契約するプリペイド又はポストペイドのパッケージ。

EU A.08.30.3 インターネットアクセス提供サービス (S) : 有線、無線、衛星インフラの事業者によって提供されるインターネットアクセスサービス、インターネットアクセス提供機器のレンタル、アクティベーション料金及び月額料金。

EU A.08.30.4 統合通信サービス (S) : 電話/インターネット/テレビのパッケージ。

EU A.08.30.5 その他の情報伝送サービス (S) : 電報、テレックス、FAXサービス、VOIP (Voice Over Internet Protocol) の提供、電報、テレックス、FAX、無線電話、無線電信、無線テレックス機器のレンタル、無線電話、無線電信、無線テレックスサービス。

11.09.00.0 娯楽・文化**11.09.10.0 視聴覚機器、写真機器、情報処理機器****11.09.11.0 視聴覚機器、写真機器、情報処理機器[COICOP 09.1.1、09.1.2及び09.1.3]****11.09.11.1 視聴覚機器、写真機器、情報処理機器 (D)**

EU A.09.11.1 音声の受信、録音、再生用機器 (D) : ラジオ受信機 (ラジオ、カーラジオ、時計付きラジオ、双方向無線機、アマチュア無線受信機、送信機) 、非携帯型CDプレーヤー、非携帯型音声プレーヤー (ビデオ機能なし) 、ステレオ機器、CDラジオカセットレコーダー、カーステレオ、ドッキングステーション、ターンテーブル、チューナー、アンプ、マイク、スピーカー。

EU A.09.11.2 音声と映像の受信、録音、再生用機器 (D) : テレビ、あらゆるタイプのテレビアンテナ、ビデオレコーダー、DVDレコーダー、プレーヤー、「デジボックス」、ホームシアターシステム、ビデオプロジェクター、衛星受信機、ブルーレイプレーヤー、非携帯型音声・映像プレーヤー (ビデオ機能付き) 、ハードディスクレコーダー。

EU A.09.11.3 携帯型音声・映像機器 (D) : 携帯型テレビ受信機、他の携帯型音声・

映像プレーヤー。

EU A.09.11.9 その他の音声・映像の受信、録音、再生用機器 (D) :イヤホン、デジタルフォトフレーム、電子書籍リーダー。

EU A.09.12.0 写真・映画撮影機器及び光学機器 (D) :スチルカメラ、ムービーカメラ、サウンドレコーディングカメラ、ビデオカメラ、カムコーダー、フィルム及びスライドプロジェクトター、引伸機、フィルム現像機器、付属品（スクリーン、ビューアー、レンズ、フラッシュ、フィルター、露出計など）、双眼鏡、顕微鏡、望遠鏡、コンパス。

EU A.09.13.1 パーソナルコンピュータ (D) :ラップトップ、デスクトップ、ハンドヘルドコンピュータ（キーボード、モニター、マウス、プリンターをセットで購入した場合を含む）、タブレットコンピュータ。

EU A.09.13.2 情報処理機器用付属品 :キーボード、スキャナー、モニター、プリンターなど（別途購入した場合）、パーソナルコンピュータが提供するFAX及び留守番電話機能、ケーブル、ディスク。トナー及びインクカートリッジ（11.09.51.1）は除く。

EU A.09.13.3 ソフトウェア :オペレーティングシステム、アプリケーション、言語などのコンピュータ・ソフトウェア・パッケージ。書籍、辞書、百科事典、外国語学習教材、マルチメディアプレゼンテーションなどをソフトウェア形式で含む録音済みディスクет及びCD-ROM（11.09.14.1）、ビデオゲームソフトウェア（11.09.31.1）は除く。

EU A.09.13.4 電卓及びその他の情報処理機器 :ポケット電卓及び電子手帳。

11.09.14.0 録音・録画媒体[COICOP 09.1.4]

11.09.14.1 録音・録画媒体（SD）

EU A.09.14.1 録音済み録音・録画媒体（SD） :レコード、CD、録音済みテープ、カセット、ビデオカセット、ディスクет、CD-ROM（テープレコーダー、カセットレコーダー、ビデオレコーダー、パーソナルコンピュータ用）、小説、戯曲、詩などの録音済みテープ及びCD、書籍、辞書、百科事典、外国語学習教材、マルチメディアプレゼンテーションなどをソフトウェア形式で含む録音済みディスクет及びCD-ROM。オペレーティングシステム、アプリケーション、言語などのコンピュータ・ソフトウェア・パッケージ（11.09.11.1）、ビデオゲームソフトウェア、ビデオゲームカセット、ビデオゲームCD-ROM（11.09.31.1）は除く。

EU A.09.14.2 未録音の録音・録画媒体（SD） :未録音のテープ、カセット、ビデオカセット、ディスクет、CD-ROM（テープレコーダー、カセットレコーダー、ビデオレコーダー、パーソナルコンピュータ用）、CD（R及びRW）、ビデオ及びDVD（R及びRW）、ブルーレイディスク。

EU A.09.14.9 その他の録音・録画媒体（SD） :メモリカード、メモリスティック、フィルムロール、未露光フィルム、写真及び映画撮影用のカートリッジ及びディスク、印画紙やフラッシュバルブなどの写真用品。現像費用が価格に含まれているが、その費用が明示されていない未露光フィルムを含む。バッテリー（11.05.52.1）、フィルムの現像及び写真のプリント（11.09.42.1）は除く。

11.09.15.0 視聴覚機器、写真機器、情報処理機器の修理[COICOP 09.1.5]

11.09.15.1 視聴覚機器、写真機器、情報処理機器の修理（S）

EU A.09.15.0 視聴覚機器、写真機器、情報処理機器の修理（S） :視聴覚機器、写真機器、情報処理機器の修理。修理サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方が含まれる）。家計が修理を自身で行うための材料の別途購入は除く（11.09.11.1）。

11.09.20.0 その他の娯楽・文化用大型耐久財

11.09.21.0 屋外・屋内娯楽用大型耐久財[COICOP 09.2.1及び09.2.2]

11.09.21.1 屋外・屋内娯楽用大型耐久財 (D)

EU A.09.21.0 屋外娯楽用大型耐久財 (D) : キャンピングカー、キャラバン、トレーラー、飛行機、マイクロライト機、グライダー、ハンググライダー、熱気球、ボート、船外モーター、帆、索具、上部構造物、馬、ポニー、馬又はポニーが引く車両及び関連機器（馬具、頭部馬具、手綱、鞍など）、カヌー、カヤック、ウインドサーフィンボード、潜水用具、ゴルフカートなどのゲームやスポーツ用の主要な品目。ボート、キャンピングカー、キャラバンなどの付属品を含む。個人輸送用の馬やポニー、馬やポニーが引く車両、及び関連機器（11.07.14.1）、子供やビーチ用のゴムボート、いかだ、プール（11.09.31.1）は除く。

EU A.09.22.0 楽器及び屋内娯楽用大型耐久財 (D) : ピアノ、オルガン、バイオリン、ギター、ドラム、トランペット、クラリネット、フルート、リコーダー、ハーモニカなど、あらゆるサイズの楽器（電子楽器を含む）、ビリヤード台、卓球台、ピンボールマシン、ゲーム機など。おもちゃ（11.09.31.1）は除く。

11.09.23.0 その他の娯楽・文化用大型耐久財の維持・修理[COICOP 09.2.3]

11.09.23.1 その他の娯楽・文化用大型耐久財の維持・修理 (S)

EU A.09.23.0 その他の娯楽・文化用大型耐久財の維持・修理 (S) : その他の娯楽・文化用大型耐久財の維持・修理。修理サービスの総額を含む（すなわち、労働費と材料費の両方が含まれる）、ボート、キャンピングカー、キャラバンなどの冬期保管、自家用飛行機の格納庫サービス、ボートのマリーナサービス、娯楽目的で購入された馬やポニーのための獣医及びその他のサービス（厩舎、給餌、蹄鉄など）。レクリエーション用車両の燃料（11.07.22.1）、家計が修理を自身で行うための材料の別途購入（11.09.21.1）、ペットのための獣医及びその他のサービス（11.09.35.1）は除く。

11.09.30.0 その他の娯楽用品・設備、庭及びペット

11.09.31.0 その他の娯楽用品・設備[COICOP 09.3.1及び09.3.2]

11.09.31.1 その他の娯楽用品・設備 (SD)

EU A.09.31.1 ゲーム及び趣味 (SD) : カードゲーム、室内ゲーム、チェスセットなど、切手収集用品（使用済み又は消印済みの郵便切手、切手アルバムなど）、その他の収集品（コイン、鉱物、動植物標本など）、その他の趣味用の道具や製品。ビデオゲームソフトウェア、テレビに接続するビデオゲームコンピュータ、ビデオゲームカセット、ビデオゲームCD-ROMを含む。美術品や骨董品に分類される収集品（11.05.11.1）、未使用の郵便切手（11.08.11.1）、子供用のスクラップブック（11.09.51.1）は除く。

EU A.09.31.2 おもちゃ及び祝祭日用品 : 人形、ぬいぐるみ、おもちゃの車や汽車、おもちゃの自転車や三輪車、組み立てセット、パズル、粘土、電子ゲーム、仮面、仮装、ジョーク、ノベルティ、花火、花飾り、クリスマスツリーの飾りなど、あらゆる種類のおもちゃ。クリスマスツリーは除く（11.09.33.1）。

EU A.09.32.0 スポーツ、キャンプ、野外レクリエーション用具 (SD) : 体操、体育、スポーツ用具（ボール、ラケット、バット、スキー、ゴルフクラブ、フェンシング用具、サーベル、棒、ウェイト、円盤、やり、ダンベル、チェストエキスパンダー、その他の筋力トレーニング用具）、パラシュート、その他のスカイダイビング用具、狩猟、スポーツ、護身用の銃器及び弾薬、釣り竿、その他の釣り用具、ビーチや野外ゲーム用具（ボウル、クロッケー、フリスビー、ゴムボート、いかだ、プール）、キャンプ用具（テント、付属品、

寝袋、バックパック、エアマットレス、空気入れポンプ、キャンプ用コンロ、バーベキュー）、50kg未満のシリンダー入りキャンプ用ガス、これらの製品の修理。競技専用の履物（スキーブーツ、サッカーシューズ、ゴルフシューズ、アイススケート、ローラー、スパイク、スタッドなどを装着したその他の履物）、スポーツ用保護帽、ライフジャケット、ボクシンググローブ、ボディパッド、すね当て、ゴーグル、ベルト、サポートーなどのその他のスポーツ用保護具を含む。オートバイ及び自転車用ヘルメット（11.03.11.1）、キャンプ及び庭用家具（11.05.11.1）は除く。

11.09.33.0 庭及びペット[COICOP 09.3.3及び09.3.4]

11.09.33.1 庭及びペット（ND）

EU A.09.33.1 園芸用品（ND）：土、堆肥、園芸用ピート、芝生用芝、肥料、鉢、鉢受け。ガーデニング用手袋（11.03.11.1）、ガーデニングサービス（11.04.42.1）又は（11.05.62.1）、ガーデニング用具（11.05.51.1）、ガーデニング用道具（11.05.52.1）、家庭用殺虫剤及び農薬（11.05.61.1）は除く。

EU A.09.33.2 植物及び花（ND）：生花又は造花、葉、植物、低木、球根、塊茎、種子。自然及び人工のクリスマスツリー、花及び植物の配達料金を含む。

EU A.09.34.0 ペット及び関連製品（ND）：ペット、ペットフード、ペット用の獣医及びグルーミング製品、首輪、リード、犬小屋、鳥かご、水槽、猫砂など。馬及びポニー（11.07.14.1）又は（11.09.21.1）、獣医サービス（11.09.35.1）は除く。

11.09.35.0 獣医その他ペット用サービス[COICOP 09.3.5]

11.09.35.1 獣医その他ペット用サービス（S）

EU A.09.35.0 獣医その他ペット用サービス（S）：グルーミング、預かり、タトゥー、マイクロチップ埋め込み、訓練などの獣医その他ペット用サービス。娯楽目的で購入された馬やポニーのための獣医及びその他のサービス（厩舎、給餌、蹄鉄など）（11.09.21.1）は除く。

11.09.40.0 娯楽・文化サービス

11.09.41.0 娯楽・スポーツ用サービス[COICOP 09.4.1]

11.09.41.1 娯楽・スポーツ用サービス（S）

EU A.09.41.0 娯楽・スポーツ用サービス（S）：スポーツスタジアム、競馬場、モーターレース場、競輪場、スケートリンク、プール、ゴルフコース、体育館、フィットネスセンター、テニスコート、スカッシュコート、ボーリング場、縁日、遊園地、メリーゴーランド、シーソー、その他の子供用遊具、ピンボールマシン、その他の大人向けゲーム（偶然性ゲームを除く）、キー場、スキーリフトなどによって提供されるサービス、飛行機、ボート、馬、キー、キャンプ用具などのスポーツ及びレクリエーション用の機器及び付属品のレンタル、学校外でのブリッジ、チェス、エアロビクス、ダンス、音楽、スケート、スキー、水泳、その他の趣味の個人又はグループレッスン、山岳ガイド、ツアーガイドなどのサービス、ボート用の航海支援サービス。競技専用の履物（スキーブーツ、サッカーシューズ、ゴルフシューズ、アイススケート、ローラー、スパイク、スタッドなどを装着したその他の履物）のレンタルを含む。キー場やホリデーセンター以外のケーブルカーやチャアリフト輸送は除く（11.07.36.1）。

11.09.42.0 文化サービス[COICOP 09.4.2]

11.09.42.1 文化サービス（S）

EU A.09.42.1 映画館、劇場、コンサート (S) : 映画館、劇場、オペラハウス、コンサートホール、音楽ホール、サークัส、音と光のショーによって提供されるサービス、私的な娯楽のための音楽家、道化師、パフォーマーのサービス。

EU A.09.42.2 博物館、図書館、動物園 (S) : 博物館、図書館、美術館、展示会、歴史的建造物、国立公園、動植物園、水族館によって提供されるサービス。

EU A.09.42.3 テレビ・ラジオ受信料、加入料 (S) : テレビ・ラジオ放送料、ケーブルテレビ、有料テレビへの加入料、オンデマンドテレビ、顧客が加入し、料金を支払う必要がある音声・映像コンテンツのストリーミングサービス。

EU A.09.42.4 文化用機器・付属品のレンタル (S) : テレビなどの機器のレンタル、DVD、ビデオカセット、CD、ブルーレイのレンタル。

EU A.09.42.5 写真サービス (S) : フィルム現像、プリント処理、引出し、肖像写真、結婚写真などの写真家のサービス、非専門店（スーパー・マーケット、家電量販店など）が提供する写真サービス、インターネットでの購入。

EU A.09.42.9 その他の文化サービス (S) : 楽器のレンタル・リース。

11.09.43.0 偶然性ゲーム[COICOP 09.4.3]

11.09.43.1 偶然性ゲーム (S)

EU A.09.43.0 偶然性ゲーム (S) : 宝くじ、ブックメーカー、トータリゼーター、カジノ、その他のギャンブル施設、ゲーム機、bingoホール、スクラッチカード、懸賞などのサービス料。（サービス料は、宝くじ券に支払われた金額又は賭けられた金額と、勝者に支払われた金額の差額として定義される。）

11.09.50.0 新聞、書籍、文房具

11.09.51.0 新聞、書籍、文房具[COICOP 09.5.1、09.5.2、09.5.3及び09.5.4]

11.09.51.1 新聞、書籍、文房具 (ND)

EU A.09.51.0 書籍 (SD) : 書籍（地図帳、辞書、百科事典、教科書、ガイドブック、楽譜を含む）。子供用のスクラップブックやアルバム、製本を含む。小説、戯曲、詩などの録音済みテープやコンパクトディスク（11.09.14.1）、書籍、辞書、百科事典、外国語学習教材、マルチメディアプレゼンテーションなどをソフトウェア形式で含む録音済みディスクやCD-ROM（11.09.14.1）、切手アルバム（11.09.31.1）は除く。

EU A.09.52.1 新聞 (ND) : キオスクで購入した新聞又は購読（宅配）による新聞（インターネット購読を含む）。

EU A.09.52.2 雑誌及び定期刊行物 (ND) : キオスクで購入した雑誌（ファッション、ライフスタイル、子供、趣味、レジャー、ビジネス、政治、テレビなど）又は購読（宅配）による雑誌（インターネット購読を含む）。

EU A.09.53.0 その他の印刷物 (ND) : カタログ、広告物、ポスター、無地又は絵葉書、カレンダー、グリーティングカード、名刺、案内状、メッセージカード、地図、地球儀。料金前納はがき及び航空書簡（11.08.11.1）、切手アルバム（11.09.31.1）は除く。

EU A.09.54.0 文房具及び画材 (ND) : 便箋、封筒、会計帳簿、ノート、日記など、ペン、鉛筆、万年筆、ボールペン、フェルトペン、インク、インク消し、消しゴム、鉛筆削りなど、ステンシル、カーボン紙、タイプライターリボン、インクパッド、修正液など、パンチ、ペーパーカッター、はさみ、事務用接着剤、ホチキス及びホチキスの針、クリップ、

画鉛など、キャンバス、紙、カード、絵の具、クレヨン、パステル、筆などの画材、トナ一及びインクカートリッジ、筆記帳、スライドルール、幾何学用具、スレート、チョーク、筆箱などの教材。ポケット電卓（11.09.11.1）は除く。

11.09.60.0 ツアー旅行

11.09.61.0 ツアー旅行[COICOP 09.6.0]

11.09.61.1 ツアー旅行 (S)

EU A.09.60.0 ツアー旅行 (S) : 旅行、食事、宿泊、ガイドなどを含む、全て込みの旅行又はツア。半日及び1日の日帰りツア、巡礼旅行を含む。

11.10.00.0 教育

11.10.10.0 教育

教育サービスのみを対象とする。書籍（11.09.51.1）や文房具（11.09.51.1）などの教材、又は保健サービス（11.06.00.0）、輸送サービス（11.07.30.0）、ケータリングサービス（11.11.11.1）、宿泊サービス（11.11.21.1）などの教育支援サービスへの支出は除く。

11.10.11.0 教育[COICOP 10.1.0、10.2.0、10.3.0、10.4.0及び10.5.0]

11.10.11.1 教育 (S)

EU A.10.00.0 教育 (S) : 就学前、初等、中等、高等教育（大学を除く）、大学教育レベルで提供される教育サービス。小学校に通う年齢を超えた生徒を対象とした識字プログラム、成人及び若年層を対象とした学校外の中等教育、成人及び若年層を対象とした学校外の高等教育（大学を除く）、障害の克服ではなく一般教育の提供を主な目的とする障害者向けの学校、ラジオ又はテレビ放送による教育、事前教育を必要としない成人教育プログラム（特に職業訓練や文化振興）を含む。運転教習（11.07.24.1）、独立した教師によるスポーツやブリッジのレッスンなどのレクリエーション訓練コース（11.09.41.1）、託児所、保育園・幼稚園、その他の託児施設（11.12.41.1）、主な目的が一般教育の提供ではなく、障害の克服を支援することである障害者向け学校（11.12.41.1）は除く。

11.11.00.0 レストラン・ホテル

11.11.10.0 外食サービス

11.11.11.0 外食サービス[COICOP 11.1.1 and 11.1.2]

レストラン、カフェ、パブ、バー、ビュッフェ、ティールームなどで提供される外食サービス（食事、軽食、飲み物、清涼飲料水）。劇場、映画館、スポーツスタジアム、プール、スポーツ複合施設、博物館、美術館、ナイトクラブ、ダンス施設などの娯楽、文化、スポーツ、エンターテイメントサービスを提供する施設で、又は公共交通機関（長距離バス、列車、ボート、飛行機など）で別途料金が設定されている場合に提供される外食サービスを含む。チップを含むが、タバコの購入（11.02.21.1）、電話（11.08.31.1）は除く。

11.11.11.1 外食サービス (S)

EU A.11.11.1 レストラン、カフェ、ダンス施設 (S) : 主食を提供する施設、主に飲み物を提供する施設（カフェ、ビュッフェ、バー、ティールームなど）、娯楽、文化、スポーツ、エンターテイメントサービスを提供する施設（劇場、映画館、スポーツスタジアム、プール、スポーツ複合施設、博物館、美術館、ナイトクラブ、ダンス施設など）。

EU A.11.11.2 ファーストフード及びテイクアウトサービス (S) : 軽食及びファーストフード

ドを提供する施設、公共交通機関（長距離バス、列車、ボート、飛行機など）で別途料金が設定されている場合に提供される食品及び飲料、キオスク、露天商などによる即時消費用の食品の販売、自動販売機によって消費の準備が整った状態で提供される食品及び飲料、レストランによる施設外での消費のための調理済み料理の販売、顧客が受け取るか顧客の自宅に配達されるかに関わらず、外食業者が調理した調理済み料理の販売。

EU A.11.12.0 食堂 (S) : 社員食堂、オフィス食堂、学校、大学、その他の教育施設の食堂の外食サービス。大学の食堂、軍の食堂、士官食堂を含む。病院の入院患者に提供される食事及び飲料（11.06.31.1）は除く。

11.11.20.0 宿泊サービス

11.11.21.0 宿泊サービス[COICOP 11.2.0]

チップ、ポーターを含む。電話（11.08.31.1）、宿泊料金に含まれる朝食やその他の食事以外に宿泊施設内で提供される外食サービス（11.11.11.1）、孤児院、障害者又は不適応者向けの施設での住居供給（11.12.41.1）は除く。

11.11.21.1 宿泊サービス (S)

EU A.11.20.1 ホテル、モーテル、旅館及び同様の宿泊サービス (S) : ホテル、下宿、モーテル、旅館、及び朝食付き宿泊所によって提供される宿泊サービス。ホテルや下宿の部屋を主たる住居として占有する家計による賃貸家賃（11.04.11.1）は除く。

EU A.11.20.2 ホリデーセンター、キャンプ場、ユースホステル及び同様の宿泊サービス (S) : ホリデービレッジ、ホリデーセンター、キャンプ場、キャラバンサイト、ユースホステル、山小屋によって提供される宿泊サービス。休暇期間中の二次的住居のために家計が支払う賃貸家賃（11.04.11.1）は除く。

EU A.11.20.3 その他の施設の宿泊サービス (S) : 寄宿学校、大学、その他の教育施設、公共交通機関（列車、ボートなど）によって提供される宿泊サービス（別途料金が設定されている場合）、若い労働者や移民のための宿泊所。

11.12.00.0 雑多な財・サービス

11.12.10.0 パーソナルケア

11.12.11.0 美容院及び個人用美容施設[COICOP 12.1.1]

スパ（11.06.23.1）又は（11.06.31.1）、フィットネスセンター（11.09.41.1）は除く。

11.12.11.1 美容院及び個人用美容施設 (S)

EU A.12.11.1 男性及び子供向けの理髪 (S) : 男性及び子供向けの理髪店及び理容店のサービス。

EU A.12.11.2 女性向けの理髪 (S) : 女性向けの美容院のサービス。

EU A.12.11.3 個人用美容サービス (S) : フェイシャル美容トリートメント、ボディケア、脱毛、日焼けサロン、マニキュア、ペディキュア、タラソテラピー、トルコ風呂、サウナ、非医療マッサージなど、ダイエットクラブ、タトゥー及びピアスの穴開けサービス。

11.12.12.0 個人ケア用の機器、用具、製品[COICOP 12.1.2及び12.1.3]

11.12.12.1 個人ケア用の機器、用具、製品 (ND)

EU A.12.12.0 個人ケア用電気製品 (SD) : 電気かみそり、バリカン、手持ち式及びフード式ヘアドライヤー、カーリングアイロン、スタイリングコーム、太陽灯、バイブレーター、電動歯ブラシ、その他の歯科衛生用電気製品など、これらの機器の修理。

EU A.12.13.1 非電気式器具 (ND) : かみそり、バリカン、その刃、はさみ、爪やすり、くし、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、歯ブラシ、爪ブラシ、ヘアピン、カーラー、体重計、乳児用はかりなど。

EU A.12.13.2 個人衛生用品、健康用品、ヒーリング製品、美容製品 (ND) : 化粧石鹼、薬用石鹼、クレンジングオイル、ミルク、シェービングソープ、シェービングクリーム、歯磨き粉、シャンプー、トイレットペーパー、紙ハンカチ、綿棒、ベビー用おむつ（使い捨ておむつも含む）、ペーパータオル、生理用ナプキン、綿、ボディスponジ、口紅、マニキュア、化粧品、化粧落とし製品（パウダーコンパクト、ブラシ、パフを含む）、ヘアスプレー、ローション、プレシェーブ、アフターシェーブ製品、日焼け止め製品、除毛剤、香水、化粧水、個人用デオドラント、入浴剤など。布製ハンカチ（11.03.11.1）、ビタミン、ミネラル、タラ肝油、オヒヨウ肝油（11.06.11.1）は除く。

11.12.20.0 売春

11.12.21.0 売春[COICOP 12.2.0]

11.12.21.1 売春 (S)

EU A.12.20.0 売春 (S) : 売春婦などによって提供されるサービス。

11.12.30.0 他に分類されない身の回り品身の回り品

11.12.31.0 宝石、時計、腕時計[COICOP 12.3.1]

11.12.31.1 宝石、時計、腕時計 (D)

EU A.12.31.1 宝石 (D) : 貴石、貴金属、及びそれらで作られた宝飾品、模造宝飾品、カフリンクス、タイピン。装飾品（11.05.11.1）又は（11.05.41.1）、主に価値の貯蔵として取得される貴石、貴金属、及びそれらで作られた宝飾品（資本形成）は除く。

EU A.12.31.2 時計及び腕時計 (D) : 時計、腕時計、ストップウォッチ、目覚まし時計、旅行用時計。時計付きラジオ（11.09.11.1）は除く。

EU A.12.31.3 宝石、時計、腕時計の修理 (S) : 宝石、時計、腕時計の修理。

11.12.32.0 その他身の回り品[COICOP 12.3.2]

11.12.32.1 その他身の回り品 (SD)

EU A.12.32.0 その他身の回り品 (SD) : 旅行用品及び携帯するその他の身の回り品：スーツケース、トランク、旅行用バッグ、アタッシュケース、手さげかばん、ハンドバッグ、財布、小銭入れなど、乳児用品：ベビーカー、手押し車、ベビーキャリー、リクライニングチェア、カーベッド、カーシート、ベビーキャリア、フロントキャリア、幼児保護用ベルト、迷子ひもなど、喫煙用品：パイプ、ライター、シガレットケース、シガーカッター、灰皿など、雑多な個人用品：サングラス、杖、傘、日傘、扇子、キーホルダーなど、葬儀用品：骨壺、棺、墓石など、これらの製品の修理。ライター燃料、壁掛け温度計及び気圧計を含む。ベビーフード（11.05.11.1）、ショッピングバッグ（11.05.21.1）、哺乳瓶（11.05.41.1）は除く。

11.12.40.0 社会的保護

ここで定義される社会的保護は、高齢者、障害者、労働災害・疾病に苦しむ人々、遺族、失業者、困窮者、ホームレス、低所得者、先住民、移民、難民、アルコール・薬物乱用者などに提供される援助及び支援サービスを対象とする。また、家族や子供に提供される援助及び支援サービスも対象とする。このようなサービスには、居住ケア、在宅支援、デイケア、リハビリテーションが含まれる。

11.12.41.0 社会的保護[COICOP 12.4.0]

11.12.41.1 社会的保護 (S)

EU A.12.40.0 社会的保護 (S) : 高齢者向け老人ホーム、障害者向け施設、患者に医療やリハビリ療法ではなく長期的な支援を提供するリハビリテーションセンター、障害克服の支援を生徒に提供することを主な目的とする障害者向け学校、高齢者や障害者の在宅支援（家事清掃サービス、食事プログラム、デイケアセンター、デイケアサービス、ホリデーケアサービス）、乳母、託児所、保育園・幼稚園、その他の託児施設、家族のためのカウンセリング、ガイダンス、仲裁、里親、養子縁組サービスへの家計による支払いを対象とする。

11.12.50.0 保険

保険のサービス料は、支払うべき保険金と保険料収入及び追加保険料との差額として定義される。これは保険の種類によって、生命保険と非生命保険（すなわち、住居、医療、交通などに関する保険）に分類する必要がある。複数のリスクを保障する保険のサービス料は、サービス料を保障されるさまざまなリスクに割り当てることができない場合、主要なリスクのコストに基づいて分類するべきである。

11.12.51.0 保険[COICOP 12.5.1、12.5.2、12.5.3、12.5.4及び12.5.5]

11.12.51.1 保険 (S)

EU A.12.51.0 生命保険 (S) : 生命保険、死亡給付保険、学資保険などのサービス料。

EU A.12.52.0 住居関連保険 (S) : 所有者、賃借人及びテナントが通常加入する火災、盗難、水害などに対する保険のサービス料。家主が通常加入する種類の保険に対して所有者や賃借人が支払うサービス料金（中間消費）は除く。

EU A.12.53.0 医療関連保険 (S) : 民間の疾病・傷害保険のサービス料。

EU A.12.54.0 交通関連保険 (S) : 個人輸送に関する保険のサービス料、旅行保険及び手荷物保険のサービス料。

EU A.12.55.0 その他の保険 (S) : 個人輸送の運営に起因しない第三者又はその財産への傷害又は損害に対する民事責任などのその他の保険のサービス料。

11.12.60.0 他に分類されない金融サービス

11.12.61.0 FISIM[COICOP 12.6.1]

11.12.61.1 FISIM (S)

EU A.12.61.0 FISIM (S) : 間接的に測定される金融仲介サービス。

11.12.62.0 他に分類されないその他の金融サービス[COICOP 12.6.2]

11.12.62.1 他に分類されないその他の金融サービス (S)

EU A.12.62.0 他に分類されないその他の金融サービス (S) : 銀行、郵便局、貯蓄銀行、両

替商、その他の類似の金融機関の金融サービスに対する実質的な手数料、ブローカー、投資顧問、税理士などの手数料及びサービス料、私的年金基金などの管理手数料。

11.12.70.0 他に分類されないその他のサービス

11.12.71.0 他に分類されないその他のサービス[COICOP 12.7.0]

11.12.71.1 他に分類されないその他のサービス (S)

EU A.12.70.0 他に分類されないその他のサービス (S) : 法律サービス、職業紹介所などの手数料、葬儀の執行及びその他の葬儀サービスの料金、不動産業者、住宅代理店、競売人、競売場の運営者、その他の仲介業者のサービスに対する支払い、書類のコピー及びその他の複製に対する支払い、出生、結婚、死亡証明書、その他の行政書類の発行手数料、新聞広告及び広告に対する支払い、筆跡鑑定士、占星術師、私立探偵、ボディガード、結婚相談所、結婚カウンセラー、代筆業者、その他の利用料（座席、トイレ、クローケ）などのサービスに対する支払い。

11.13.00.0 海外からの純購入

11.13.10.0 海外からの純購入

11.13.11.0 海外からの純購入

11.13.11.1 海外からの純購入

EU A.13.00.0 海外からの純購入 : 世界の他の地域における居住世帯（観光客、出張中のビジネスマン、政府職員、乗組員、国境労働者、季節労働者、海外駐在の外交官、軍人）による購入から、国内経済領域における非居住世帯（観光客、出張中のビジネスマン、政府職員、乗組員、国境労働者、季節労働者、海外駐在の外交官、軍人）による購入を差し引いたもの。

12.00.00.0 対家計非営利団体（NPISH）の個別消費支出

12.01.00.0 住宅

12.01.10.0 住宅

12.01.11.0 住宅[COPI 01.0.0]

12.01.11.1 住宅 (IS)

EU B.01.00.0 住宅 – NPISH (IS) : 住宅の開発、建設、管理、賃貸、資金調達、改修、再建を行う団体などのNPISHを対象とする。

12.02.00.0 保健

12.02.10.0 保健

12.02.11.0 保健[COPI 02.1.1 to 02.6.0]

12.02.11.1 保健 (IS)

EU B.02.00.0 保健 – NPISH (IS) : 一般病院及び専門病院、ナーシングホーム及び療養所、医療及び産科センター、末期患者向けホスピス、手術室、診療所、予防接種センター、調剤所、長期的な支援の提供ではなく患者の治療を目的とするリハビリテーションセンター、救急医療サービスを提供する救急隊員及び医療補助員のためのボランティア組織、公衆衛生及び健康教育を推進する組織、戦争、飢饉、自然災害の犠牲者に自国又は海外で医療サ

ービスを提供する組織、医療及び健康問題に関する調査及び科学的研究を行う組織並びにそのような活動に資金を提供する信託基金又は慈善団体、病院、ナーシングホーム、手術室などを財政的に支援する慈善財団、患者への金銭的支援を行う慈善財団。宗教団体によって資金提供される病院、ナーシングホーム、手術室などを含む。高齢者又は障害者向けの居住施設（12.05.11.1）、ホームレスのためのシェルター（12.05.11.1）は除く。

12.03 00.0 娯楽・文化

12.03 10.0 娯楽・文化

12.03 11.0 娯楽・文化[COPNI 03.1.0及び03.2.0]

12.03 11.1 娯楽・文化 (IS)

EU B.03.00.0 娯楽・文化 – NPISH (IS) : 屋内又は屋外スポーツクラブ（フィットネスクラブ、セーリング、ローイング、カヌークラブを含む）、屋内又は屋外スポーツのサポータークラブ、技能又は運に依存するゲームのクラブ、青少年クラブ及び団体（ガイド、スカウト、ヤングパイオニア、YMCA、YWCAなど）、野外活動のクラブ（散策、ハイキング、洞窟探検、登山、パラシュート、スキーバダイビング、ハンググライダーなど）、社交クラブ（退役軍人会、ライオンズクラブ、ロータリークラブなど）、バードウォッチャー、蝶採集家、模型制作者、切手収集家、鉄道ファン、ビンテージカー愛好家、アンティークコレクタなどの団体、ペットのシェルター、動物病院、ペットの獣医サービス、国際大会へのスポーツ選手やゲームプレイヤーの参加を資金援助又はその他の形で支援する組織、図書館、博物館、美術館、歴史、文学、人文、哲学協会、演劇、オペラ、バレエ、その他の興行のライブパフォーマンスを制作する演劇及びダンスグループ、オーケストラ、合唱団、音楽アンサンブルなど、写真、映画、美術クラブ、歴史的建造物、戦争墓地、動植物園、水族館の維持管理及び訪問のための団体、俳優、歌手、映画スター、その他の芸能人のファンクラブ、テレビ・ラジオ放送。新たなライフスタイルを推進する団体（12.06.11.1）、野生動物の保護を目的とする組織（12.06.11.1）は除く。

12.04.00.0 教育

12.04.10.0 教育

12.04.11.0 教育[COPNI 04.1.0～04.7.0]

12.04.11.1 教育 (IS)

EU B.04.00.0 教育 – NPISH (IS) : 就学前及び初等学校、一般、職業、技術教育を提供する中等学校、高等教育（大学を除く）を提供する機関、大学教育を提供する大学、カレッジなど、レベルで定義できない教育プログラムを提供する組織、保護者と教師の会、教育問題に関する調査又はその他の科学的研究を行う組織並びにそのような活動に資金を提供する信託基金及び慈善財団、学校、カレッジ、大学などを支援する慈善財団、学生に奨学金や財政支援を提供する慈善財団。主な目的が障害の克服を支援することではなく、生徒に一般教育を提供することである障害者向け学校を含む、夜間学校及び労働組合や労働連盟が管理する教育機関、司祭、聖職者、ラビ、その他の宗教団体の役員を養成するための神学校及びカレッジ、ラジオ又はテレビ放送による教育。託児所、保育園・幼稚園、その他の託児施設（12.05.11.1）、主な目的が一般教育の提供ではなく、障害の克服において生徒を支援することである障害者向け学校（12.05.11.1）は除く。

12.05.00.0 社会的保護及びその他のサービス

12.05.10.0 社会的保護及びその他のサービス

ここで定義される社会的保護は、高齢者、障害者、労働災害・疾病に苦しむ人々、遺族、失業者、困窮者、ホームレス、低所得者、先住民、移民、難民、アルコール・薬物乱用者

などに提供される援助及び支援サービスを対象とする。また、家族や子供に提供される援助及び支援サービスも対象とする。このようなサービスには、居住ケア、在宅支援、デイケア、リハビリテーションが含まれる。

その他のサービスは、宗教、政党、労働・専門組織、環境保護及び他に分類されないサービスを対象とする。

12.05.11.0 社会保護及びその他のサービス[COPNI 05.1.0及び05.2.0及びCOPNI 06.0.0～09.2.0]

12.05.11.1 社会的保護及びその他のサービス (IS)

EU B.05.00.0 社会的保護-NPISH (IS) : 高齢者向け老人ホーム、障害者向け施設、患者に医療やリハビリ療法ではなく長期的な支援を提供するリハビリテーションセンター、障害の克服において生徒を支援することを主な目的とする障害者向け学校、家事清掃サービス、食事プログラム、デイケアセンター、デイケアサービス、ホリデーケア、高齢者や障害者向けの輸送サービスを提供する組織、孤児院、託児所、乳母、保育園・幼稚園、デイケアセンター、その他の託児施設、家族のためのカウンセリング、ガイダンス、仲裁、里親、養子縁組サービスを提供する組織、ひとり親支援機関及びサービス、家庭内暴力シェルター、災害、暴行、虐待の犠牲者、自殺の可能性のある人々にカウンセリングを提供する組織、ホームレスの人々に一時的なシェルターや住居を提供する組織、ギャンブル中毒者、アルコール乱用者、薬物乱用者に長期的な支援を提供する組織、難民、移民、困窮者、低所得者に現金援助、食料、衣類、シェルター、その他のサービスを提供する組織、刑務所の状況改善を目指す組織（刑務所への慰問、社会復帰を含む）、自国又は海外の恵まれない人々の経済的又は社会的発展の機会を提供する組織、社会的保護に関連する主題について応用研究及び実験的開発を行う組織、並びにそのような活動に資金を提供する信託基金及び慈善財団。

EU B.06.00.0 その他のサービス-NPISH (IS) : 以下のNPISHを対象とする。

宗教的信念を促進し、宗教的サービス及び儀式を管理し、礼拝所を維持し、瞑想や宗教的指導のためのリトリートを提供する組織、教会、修道院、女子修道院、男子修道院、モスク、シナゴーグ、寺院、神社など。非伝統的なカルトや宗派を含む。宗教団体によって資金提供される病院、ナーシングホーム、手術室など（12.02.11.1）、戦争墓地の維持管理（12.03.11.1）、宗教団体によって資金提供される学校、カレッジ、大学など（12.04.11.1）、司祭、聖職者、ラビ、その他の宗教団体の役員を養成するための神学校及びカレッジ（12.04.11.1）、宗教団体によって資金提供される孤児院及び困窮者のためのシェルター（12.05.11.1）は除く。

政党、自国又は海外での人権尊重の向上を目指す政治活動グループ及び組織、平等な雇用や政治的権利を推進するために、又は人種、性別、年齢、性的指向に基づく差別に反対するために結成された政治活動団体及びグループ、

環境、ブラッドスポーツの廃止、銃規制、死刑、生命の権利などの単一の問題に主に関心を持つ政党及び政治活動グループ、政党及び政治活動グループに直接関連する研究機関、労働組合、労働連盟、及び会員の生活条件を改善又は維持することを目的とする同様のグループ、特定の専門職の会員の利益を促進し、会員間で情報を交換し、専門職に関連するトピックに関する定期刊行物を発行する専門職団体。労働組合及び労働連盟が管理する夜間学校及び教育機関（12.04.11.1）は除く。

環境への損害を防止又は修復するために設立された組織、野生動物又は特定の種の動物、鳥、魚、昆虫の保護を目指す団体、森林、湿地、自然の美しい地域を保存することを目指す組織、環境保護に関連する主題について応用研究及び実験的開発を行う組織並びにそのような活動に資金を提供する信託基金及び慈善団体。

地域及び近隣組織、家畜の虐待を防止する組織、法律扶助サービス及び関連支援を提供す

る組織、経済予測及び分析を行う組織、12.02.00.0、12.04.00.0、12.05.00.0に分類されない主題について基礎研究及び応用研究、実験的開発を行う組織並びにそのような活動に資金を提供するために設立された信託基金及び慈善団体、12.01.00.00から12.05.00.0に割り当てられないサービスを提供する組織。

13.00.00.0 政府の個別消費支出

COFOG区分07保健、08娯楽・文化・宗教、09教育、10社会的保護を対象とするが、COFOGクラス07.5.0 保健に関する研究開発、07.6.0他に分類されない保健、08.3.0放送・出版サービス、08.4.0宗教・その他地域社会サービス、08.5.0娯楽・文化・宗教に関する研究開発、08.6.0他に分類されない娯楽・文化・宗教、09.7.0 教育に関する研究開発、09.8.0他に分類されない教育、10.8.0 社会的保護に関する研究開発、10.9.0他に分類されない社会的保護は除く。

13.01.00.0 住宅

13.01.10.0 住宅

13.01.11.0 住宅

個人に提供される住宅サービスに関する政府支出を対象とするCOFOG 10.6.0。

13.01.11.1 住宅 (IS)

EU C.01.00.0 住宅-GS (IS) : 家計が住宅費を賄うのを助けるための現物給付の形による社会的保護の提供（給付の受給者は資力調査済み）、そのような社会的保護制度の管理、運営、支援、テナントの賃貸料の支払いを助けるための臨時又は長期的な支払い、持ち家居住者の現在の住宅費を軽減するための支払い（すなわち、住宅ローンや利子の支払いを助ける）、低コスト又は公営住宅の提供などの現物給付。

13.02.00.0 保健

個人に提供される保健サービスと集合的に提供される保健サービスに関する政府支出を対象とするCOFOG 07。個別サービスへの支出（COFOG 07.1.1～07.4.0）のみがここに割り当てられる。集合サービスへの支出（COFOG 07.5.0及び07.6.0）は14.01.10.0に割り当てられる。

注記：EU分類では、保健サービスに関する政府支出の分類はない。

13.02.10.0 保健給付金及び払い戻し

民間部門が生産する医療財・サービスに対する一般政府支出。

13.02.11.0 医療製品、器具、設備

個人が処方箋の有無にかかわらず、通常は調剤薬局、薬剤師、又は医療機器供給業者から購入する医薬品、補装具、医療器具、設備、その他の健康関連製品。これらは、保健施設又は機関の外で消費又は使用することを意図している。医療、歯科、医療補助の専門家によって外来患者に直接供給される、又は病院などによって入院患者に供給される製品は、保健サービス（13.02.12.0）に含まれる。

13.02.11.1 薬品 (IS)

医薬製剤、医薬品、特許薬、血清、ワクチン、ビタミン、ミネラル、タラ肝油、オヒヨウ肝油、経口避妊薬。

13.02.11.2 その他医療製品 (IS)

体温計、粘着及び非粘着包帯、皮下注射器、救急箱、湯たんぽ、氷嚢、弾性ストッキングや膝サポートーなどの医療用靴下、妊娠試験薬、コンドーム、その他の機械的避妊具。

13.02.11.3 治療用器具設備 (IS)

矯正眼鏡及びコンタクトレンズ、補聴器、義眼、義肢その他の補装具、整形外科用装具及びサポートー、整形外科靴、外科用ベルト、トラス、サポートー、頸部装具、医療用マッサージ機器及び健康ランプ、電動及び非電動車椅子、病人用車両、特殊ベッド、松葉杖、血圧などを監視するための電子その他の装置、これらの製品の修理。入れ歯を含むが、装着費用は含まない。治療器具のレンタル（13.02.12.3）は除く。

13.02.12.0 保健サービス

医療、歯科、医療補助の専門家及び補助者によって外来患者に、また病院などによって入院患者に提供される医療、歯科、医療補助サービス。医療、歯科、医療補助の専門家及び補助者によって外来患者に、また病院などによって入院患者に直接供給される医薬品、補装具、医療器具、設備、その他の健康関連製品を含む。

13.02.12.1 外来患者医療サービス (IS)

一般医又は専門医によって外来患者に提供される医療サービス。歯科矯正専門医のサービスを含む。歯科診療所及び歯科医（13.02.12.2）、医療分析研究所及びX線センター（13.02.12.3）のサービスは除く。

13.02.12.2 外来患者歯科サービス (IS)

歯科医、口腔衛生士、その他の歯科補助員によって外来患者に提供される歯科サービス。入れ歯の装着費用を含む。入れ歯自体（13.02.11.3）、歯科矯正専門医（13.02.12.1）、医療分析研究所及びX線センターのサービス（13.02.12.3）は除く。

13.02.12.3 外来患者医療補助サービス (IS)

外来患者に提供される医療補助サービス。鍼灸師、手足治療医、カイロプラクター、検眼士、伝統医学の開業医など、医療分析研究所及びX線センター、治療器具のレンタル、医学的に処方された矯正体操療法、外来の温泉又は海水療法、病院の救急車サービス以外の救急車サービスを含む。

13.02.12.4 病院サービス (IS)

医療サービスと基本サービスの両方で構成される。医療サービス：一般医又は専門医、外科医、歯科医、医療分析及びX線のサービス、看護師、助産師、カイロプラクター、検眼士、理学療法士、言語療法士などの医療補助サービス。基本サービス：管理、宿泊、食事及び飲料、非専門スタッフ（看護補助員）による監督及びケア、応急処置及び蘇生、救急車輸送、薬品及びその他の医薬製品の提供、治療用器具及び設備。

13.02.20.0 保健サービスの生産

政府が生産する保健サービスへの一般政府支出

13.02.21.0 被雇用者報酬**13.02.21.1 被雇用者報酬 (IS)**

政府が生産する保健サービスに従事する医療及び非医療スタッフに対して一般政府が支払

う現金及び現物での総報酬、総給与及び賃金（基本給及び賃金と、手当、残業代、現物支給などのその他の支払い）、雇用主が現実に負担する社会保険料、雇用主の帰属社会保険料から成る。

13.02.22.0 中間消費

13.02.22.1 中間消費 (IS)

政府が生産する保健サービスで消費される医療従事者及び非医療従事者の財・サービスの価値。

13.02.23.0 総営業余剰

13.02.23.1 総営業余剰 (IS)

政府が生産する保健サービスから生じる固定資本減耗と営業余剰。

13.02.24.0 正味生産課税

13.02.24.1 正味生産課税 (IS)

政府が生産する保健サービスに対する税金から補助金を差し引いたもの。

13.02.25.0 販売収入

13.02.25.1 販売収入 (IS)

政府が生産する保健サービスの販売収入。

13.03.00.0 娯楽・文化

COFOG 08は、個人に提供される娯楽、文化、宗教サービスと、集合的に提供されるサービスに関する政府支出を対象とする。個別サービスへの支出 (COFOG 08.1.0及び08.2.0) のみがここに割り当てられる。集合サービスへの支出 (COFOG 08.3.0から08.6.0まで) は14.01.10.0に割り当てられる。

13.03.10.0 娯楽・文化

13.03.11.0 娯楽・文化

13.03.11.1 娯楽・文化 (IS)

EU C.03.00.0 娯楽・文化 – GG (IS) : スポーツ及びレクリエーションサービスの提供、スポーツ及びレクリエーション事務の管理、スポーツ施設の監督及び規制、アクティブなスポーツ活動又はイベントのための施設の運営又は支援（競技場、テニスコート、スカッシュコート、ランニングトラック、ゴルフコース、ボクシングリング、スケートリンク、体育館など）、受動的なスポーツ活動又はイベントのための施設の運営又は支援（主にカード、ボードゲームなどをプレイするための特別な設備を備えた会場）、レクリエーション活動のための施設の運営又は支援（公園、ビーチ、キャンプ場及び非商業ベースで提供される関連宿泊施設、プール、公衆浴場など）、チーム又は個々の競技者や選手を支援するための助成金、融資、補助金。観客収容施設、スポーツイベントにおける国、地域、地方のチーム代表を含む。教育機関に関するスポーツ及びレクリエーション施設（13.04.00.0）は除く。

文化サービスの提供、文化事務の管理、文化施設の監督及び規制、文化活動のための施設の運営又は支援（図書館、博物館、美術館、劇場、展示ホール、記念碑、歴史的建造物及

び史跡、動植物園、水族館、樹木園など）、文化イベント（コンサート、舞台及び映画制作、美術展など）の制作、運営、支援、個々の芸術家、作家、デザイナー、作曲家、その他の芸術分野で働く人々、又は文化活動を推進する組織を支援するための助成金、融資、補助金。主に観光客を誘致することを意図していない限り、国、地域、地方の祝祭行事を含む。国境を越えて披露することを意図した文化イベント（14.01.10.0）、主に観光客を誘致することを意図した国、地域、地方の祝祭行事（14.01.10.0）、放送による配布を意図した文化資料の制作（14.01.10.0）は除く。

13.04.00.0 教育

COFOG 09教育は、個人に提供される教育サービスと集合的に提供される教育サービスに関する政府支出を対象とする。個別サービスへの支出（COFOG 09.1.1～09.6.0）のみがここに割り当てられる。集合サービスへの支出（COFOG 09.7.0及び09.8.0）は14.01.10.0に割り当てられる。

注記：EU分類では、教育サービスに関する政府支出の分類はない。

13.04.10.0 教育給付及び払い戻し

13.04.11.0 教育給付及び払い戻し

13.04.11.1 教育給付及び払い戻し（IS）

民間部門が生産する教育サービスへの一般政府支出。

13.04.20.0 教育サービスの生産

政府が生産する教育サービスへの一般政府支出。

13.04.21.0 被雇用者報酬

13.04.21.1 被雇用者報酬（IS）

政府が生産する教育サービスに従事する従業員に対して一般政府が支払う現金及び現物での総報酬、総給与及び賃金（基本給及び賃金と、手当、残業代、現物支給などのその他の支払い）、雇用主が現実に負担する社会保険料、雇用主の帰属社会保険料から成る。

13.04.22.0 中間消費

13.04.22.1 中間消費（IS）

政府が生産する教育サービスの生産において消費される（すなわち変換され、又は使い果たされる）財・サービスの価値。

13.04.23.0 総営業余剰

13.04.23.1 総営業余剰（IS）

政府が生産する教育サービスの生産から生じる固定資本減耗と営業余剰。

13.04.24.0 正味生産課税

13.04.24.1 正味生産課税（IS）

政府が生産する教育サービスの生産に対する税金から補助金を差し引いたもの。

13.04.25.0 販売収入

13.04.25.1 販売収入 (IS)

政府が生産する教育サービスの販売からの収入。

13.05.00.0 社会的保護

COFOG 10社会的保護は、個人に提供されるサービスと集合的に提供されるサービスに関する政府支出を対象とする。疾病と障害、老齢、遺族、家族と子供、失業、他に分類されない社会的排除に関する個別サービスへの支出 (COFOG 10.1.1～10.5.0及び10.7.0) のみがここに割り当てられる。個別の住宅サービスへの支出 (COFOG 10.6.0) は13.01.11.1に割り当てられる。集合サービスへの支出 (COFOG 10.8.0及び10.9.0) は14.01.10.0に割り当てられる。

13.05.10.0 社会的保護**13.05.11.0 社会的保護****13.05.11.1 社会的保護 (IS)**

EU C.05.00.0 社会的保護 - GG (IS) : 現金給付又は現物給付の形での社会的保護の提供、社会的保護制度の管理、運営、支援、提供される現金給付及び現物給付を含む。

14.00.00.0 政府の集合消費支出**14.01.00.0 集合サービス**

COFOG区分01一般行政サービス、02防衛、03公安・治安、04経済問題、05環境保護、06住宅・地域社会アメニティを対象とする。COFOGクラス07.5.0保健に関する研究開発、07.6.0他に分類されない保健、08.3.0放送・出版サービス、08.4.0宗教・その他地域社会サービス、08.5.0娯楽・文化・宗教に関する研究開発、08.6.0他に分類されない娯楽・文化・宗教、09.7.0教育に関する研究開発、09.8.0他に分類されない教育、10.8.0社会的保護に関する研究開発、10.9.0他に分類されない社会的保護を含む。

14.01.10.0 集合サービス**14.01.11.0 被雇用者報酬****14.01.11.1 被雇用者報酬 (CS)**

EU D.00.00.1 被雇用者報酬 (CS) : 集合サービスに従事する従業員に対して一般政府が支払う現金及び現物での総報酬、総給与及び賃金（基本給及び賃金と、手当、残業代、現物支給などのその他の支払い）、雇用主が現実に負担する社会保険料、雇用主の帰属社会保険料から成る。

14.01.12.0 中間消費**14.01.12.1 中間消費 (CS)**

EU D.00.00.2 中間消費 (CS) : 集合サービスの生産で消費される（すなわち変換され、又は使い果たされる）財・サービスの価値。

14.01.13.0 総営業余剰**14.01.13.1 総営業余剰 (CS)**

EU D.00.00.3 総営業余剰 (CS) : 集合サービスの生産から生じる固定資本減耗と営業余剰。

14.01.14.0 正味生産課税

14.01.14.1 正味生産課税 (CS)

EU D.00.00.4 正味生産課税 (CS) : 集合サービスの生産に対する税金から補助金を差し引いたもの。

14.01.15.0 販売収入

14.01.15.1 販売収入 (CS)

EU D.01.15.1 販売収入 (CS) : 集合サービスの販売からの収入。

15.00.00.0 総資本形成

15.01.00.0 総固定資本形成

15.01.10.0 機械設備

15.01.11.0 金属製品・設備

15.01.11.1 機械設備を除く組立金属製品 (IG) - 旧15.01.11.1

EU E.01.11.1 機械設備を除く組立金属製品 (IG) [CPA 25 (25.4を除く)] : 金属製のプレハブ建築物、鉄又は鋼製の橋、橋の構成部分、タワー、格子状マスト、鉄、鋼、アルミニウム製の貯水槽、タンク、大樽、類似の容器（全ての材料用）、蒸気発生器（セントラルヒーティング温水ボイラーを除く）、手工具、鉄、鋼、アルミニウム製の樽、ドラム、缶、箱、類似の容器（ガス以外の全ての材料用）、他に分類されないその他の組立金属製品。

15.01.11.2 電気・光学機器 (IG) - 旧15.01.14.1

EU E.01.11.2 情報通信機器 (IG) [CPA 26.1、26.2、26.3] : 電子部品及び基板、コンピュータ及び周辺機器、通信機器。

EU E.01.11.3 その他の電子・光学製品 (IG) [CPA 26.4～26.8] : 家庭用電化製品、測定、試験、航法機器、腕時計、壁掛け時計、照射・電気治療機器、光学機器及び写真機器、磁気及び光学媒体。

EU E.01.11.4 電気機器 (IG) [CPA 27] : 電動機、発電機、変圧器、配電及び制御装置、バッテリー及び蓄電池、配線及び配線装置、電灯設備、家庭用器具、その他の電気機器。

15.01.11.5 一般用途機械 (IG) - 旧15.01.12.1

EU E.01.11.5 一般用途機械 (IG) [CPA 28.1及び28.2] : エンジン及びタービン（航空機、車両、自転車エンジンを除く）、流体動力機器、その他のポンプ及びコンプレッサー、オーブン、炉、炉バーナー、昇降及び荷役機器、オフィス機械及び機器（コンピュータ及び周辺機器を除く）、動力駆動の手工具、非家庭用冷却及び換気機器。

15.01.11.6 特殊用途機械 (IG) - 旧15.01.13.1

EU E.01.11.6 特殊用途機械 (IG) [CPA 28.3～28.9] : 農業及び林業機械、金属成形機械及び工作機械、冶金、鉱業、採石、建設用機械、食品、飲料、タバコ加工用機械、繊維、衣料、皮革生産用機械、その他の特殊用途機械。

15.01.12.0 輸送用機器

15.01.12.1 道路輸送用機器 (IG) – 旧15.01.21.1及び15.01.21.2

EU E.01.12.1 自動車、トレーラー、セミトレーラー (IG) [CPA 29] : 自動車、自動車のボディ（車体）、トレーラー及びセミトレーラー、自動車用部品及び付属品。

15.01.12.2 その他の輸送用機器 (IG) – 旧15.01.22.1

EU E.01.12.2 その他の輸送機器 (IG) [CPA 30] : 船舶及びボート、鉄道機関車及び車両、航空宇宙機器及び関連機械、軍用戦闘車両、他に分類されないその他の輸送用機器。

15.01.20.0 建設

新しい構造物の建設及び既存の構造物の改修、追加、変更

15.01.21.0 居住用建物**15.01.21.1 居住用建物 (IG) – 旧15.02.11.1**

EU E.01.21.0 居住用建物 (IG) [CPA 41及び43] : 一戸建て、二戸建て、テラスハウス、2戸以上の住居ユニットからなる共同住宅、農舎、寮。

15.01.22.0 非居住用建物**15.01.22.1 非居住用建物 (IG) – 旧15.02.21.1**

EU E.01.22.0 非居住用建物 (IG) [CPA 41及び43] : 廐舎、納屋、穀物倉、穀物貯蔵庫、タワーサイロ、機械小屋などの非居住用農場建物、産業施設での生産、組立、倉庫活動を収容するために使用される建物（工場、プラント、作業場、倉庫など）、オフィスビル、銀行ビル、駐車場、ガソリンスタンド、サービスステーション、ショッピングセンター、空港、鉄道、道路の交通ターミナルなどの商業用又は管理用建物、映画館、劇場、コンサートホール、ダンスホール、ナイトクラブなどの公共娯楽施設、ホテル、モーテル、旅館、ホステル、レストラン、その他類似の建物、学校、大学、カレッジ、図書館、公文書館、博物館などの教育施設、病院や療養所などの保健施設、スタジアムや運動場の構造物、他に分類されない非居住用建物。（宗教施設や刑務所など）。

15.01.23.0 土木工作物**15.01.23.1 土木工作物 (IG) – 旧15.02.31.1**

EU E.01.23.0 土木工作物 (IG) [CPA 42及び43] : 高速道路、道路、鉄道、飛行場の滑走路、橋、高架道路、トンネル、地下鉄、水路、港湾、ダム、その他の水利施設、石油、ガス、水道、下水、雨水用のパイプライン、電気通信送電線、鉄道用送電線を含む電力線、発電所、その他の複雑な産業用建造物、スポーツ及びレクリエーション施設用の造成工事、他に分類されない土木工事。

15.01.30.0 その他生産物**15.01.31.0 その他生産物****15.01.31.1 その他生産物 (IG) – 旧15.01.15.1及び15.03.11.1**

EU E.01.30.1 家具及びその他の製造品 (IG) [CPA 31及び32] : 家具及びその他の製造品。

EU E.01.30.2 コンピュータ・ソフトウェア (IG) [CPA 58.2及び62.01] : 作成者が1年以上にわたって本稼働環境で使用されると想定するコンピュータ・ソフトウェア。ソフトウェア出版サービス、コンピュータプログラミングサービス、有効期間が1年を超えるデータを保

持するデータベースを含む。

EU E.01.30.3 他に分類されないその他生産物 (IG) : 農園、ブドウ園の開発、繁殖用家畜、役畜、乳牛、羊毛刈り用に飼育される動物などの増減、治水・灌漑プロジェクトの一部であるダムや堤防を含む土地改良、鉱物探査、娯楽、文学、芸術のオリジナル作品の取得、研究開発などのその他の無形固定資産、武器・弾薬、土地に関連する所有権移転費用を含む非生産資産の所有権移転費用。

15.02.00.0 在庫品変動

15.02.10.0 在庫品変動

15.02.11.0 在庫品変動

15.02.11.1 在庫品変動 – 旧16.01.11.1及び16.01.11.2

EU E.02.00.0 在庫品変動 : 生産者が保有する原材料、供給品、完成品の在庫、卸売業者及び小売業者が再販目的で取得した商品の在庫、政府が保管する全商品の在庫、製造業、建設業、サービス業の仕掛品、育成資産の仕掛け品（すなわち、農地、ブドウ園、果樹園、農園、林地の収穫前の自然成長、及び屠畜用に飼育される家畜の自然成長）の物理的変動の価値。

15.03.00.0 貴重品の純取得（取得額マイナス処分額）

15.03.10.0 貴重品の純取得（取得額マイナス処分額）

15.03.11.0 貴重品の純取得（取得額マイナス処分額）

15.03.11.1 貴重品の純取得（取得額マイナス処分額） – 旧16.02.11.1及び16.02.11.2

EU E.03.00.0 貴重品の純取得（取得額マイナス処分額） : 貴重品（非貨幣用金、貴石、骨董品、絵画、彫刻、その他の美術品など、主として生産や消費に用いられず、価値の貯蔵として購入・保有される生産資産）の取得額から貴重品の処分額を差し引いた額。

16.00.00.0 輸出入収支

16.01.00.0 輸出入収支

16.01.10.0 輸出入収支

16.01.11.0 輸出入収支

EU F.00.00.0 輸出入収支 : 財・サービスの輸出額（F.O.B.）から財・サービスの輸入額（C.I.F.）を差し引いた額。

16.01.11.1 財・サービスの輸出 – 旧17.01.11.1

財・サービスの輸出額（F.O.B.）。

16.01.11.2 財・サービスの輸入 – 旧17.01.11.2

財・サービスの輸入額（C.I.F.）。